

履 修 手 引 (2 0 2 3)

令和5年度入学者（23生）適用
横浜国立大学教育学部

目 次

はじめに	1
I. 教育学部の教育方針	2
II. 履修にかかわる基本事項	3
1. 学年, 学期および休業日等	3
(1) 学年, 学期および休業日	3
(2) 修業年限および在学期間	3
2. 授業科目等	3
(1) 授業科目区分	3
(2) 授業方法	4
(3) 授業時間	4
3. 単位の基準	4
4. 授業科目の履修登録	5
(1) 履修上の注意	5
(2) 履修登録日程	6
(3) 履修登録後のキャンセル手続き	6
5. 定期試験 (中間試験及び授業内レポート等も含む)	6
(1) 筆記による試験	7
(2) 筆記による試験に関する注意事項	7
(3) 追試験	7
(4) レポート試験及び講義内で課されるレポートにおける作成の注意事項	7
(5) 中間試験及び授業内課題等についての注意事項	8
6. 成績の評価	8
(1) 5段階の成績評価と評価基準	8
(2) G P A	8
(3) 個別成績表及び成績の確認	9
7. 履修登録単位数の上限	9
8. 学位の授与	10
9. コンタクト教員	10
10. オフィスアワー	10
11. 交換留学 (派遣)	10
III. 学校教員養成課程の履修および卒業要件	11
1. 授業科目履修に関する事項	12
(1) 履修基準と卒業要件	12
(2) コース・専門領域分け	14
(3) 課題研究 (ゼミナール) および卒業研究	14
(4) 卒業研究	15
1 卒業研究の着手要件 (授業科目「卒業研究」を履修登録するための要件)	15
2 卒業研究の履修登録	15

3 「卒業研究題目届」の提出	15
4 卒業研究の成果の提出	15
5 卒業研究の成果の成績評価	15
(5) 全学教育科目の履修	16
(6) 他学部との単位互換制度	17
(7) 横浜市内大学間単位互換制度・放送大学との単位互換制度	17
(8) 履修登録単位数の上限と上限設定除外科目	17
(9) 「出席扱い願」(教育実習, 介護等体験, 学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ, 学校ボランティア(宿泊体験学習支援))	18
(10) 3年次春学期の履修	18
(11) 大学院への飛び入学	18
2. 教員免許状の取得	19
(1) 取得できる教員免許状の種類	19
(2) 教職実践演習, 介護等体験および教育実習	19
1 教職実践演習	19
2 介護等体験(2年次受講)	19
3 教育実習	20
4 教育実習・介護等体験等の履修における留意事項	21
5 教員免許状取得までのスケジュール	21
6 特例措置	22
3. 学校教員養成課程における学部教育科目	23
(1) 課程共通科目	23
(2) 中学校・特別支援学校実習科目	25
(3) 卒業研究関連科目	25
(4) 専門領域科目	26
1 言語・文化・社会系教育コース	26
2 自然・生活系教育コース	34
3 芸術・身体・発達支援系教育コース	40
(5) 学修証明プログラム科目	47

関係法令等

○教育職員免許法(抄)	49
○教育職員免許法施行規則(抄)	52
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	62
○教育学部講義棟及び事務室平面図	63
○附属横浜小・中学校, 特別支援学校, 附属鎌倉小・中学校	64, 65

はじめに

この履修手引は、横浜国立大学教育学部の学生のみなさんが、本学での授業科目を履修するにあたり、必要な事項をまとめたものです。本学を卒業するまで、この入学年度の履修手引が皆さんの履修基準となりますので、熟読のうえ大切に保管してください。紛失した場合、再度お渡しすることはできません。

この履修手引には、履修や卒業要件に関する注意事項が記載されていますので、必ず目を通し間違いのないように注意してください。

横浜国立大学では、学習効果を自分自身で把握でき、大学における世界標準的な学生の成績評価法であるGPA制度を取り入れています。また、教育学部では、履修登録単位の上限制度を設け、学期毎に履修登録できる単位数の上限を24単位としています。このような制度は、学生のみなさんが授業の履修にあたり授業内容を厳選したうえで各自にふさわしい履修計画を立て、効果的な学習を進めていくことができるように設けられたものです。

全学教育科目の履修方法については、別冊の「全学教育科目履修案内」を、また、各授業科目の講義内容については全学教育科目および学部教育科目の「電子シラバス」を参考にしてください。これらには、授業科目に関する基本情報、担当教員に関する情報、授業の目的・内容、授業計画、履修目標・到達目標、教科書・参考書、成績評価の方法・基準および履修条件などが記載されています。それらの内容は、みなさんが自らの主体性のもとに履修科目を選定する際の参考資料であると同時に、毎時間の授業の予習・復習などを行う際に役立て、学習効果を高めるためのものです。履修計画を順調に遂行させるために、十分に活用するように心がけてください。

I. 教育学部の教育方針

教育学部で身に付けるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）

- 小学校に基盤をおいた学校教育を担う教員として、必要な知識・技能を身に付け、実践において活用できる能力。
- 学校教育を取り巻く今日的な課題を理解し、対応することができる能力。
- 自らの専門性を活かし、教育的な課題に他者と連携して取り組むことができる能力。
- 生涯を通じて教員として学び続けていくことができる能力。

教育学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

＜教育に関する基本的な学問体系を学ぶ＞

- 教育学の基礎を学ぶ
- 教科学習の指導や特別支援教育の考え方を学ぶ
- 実践に生かせる専門教育を学ぶ
 - 1年次秋学期以降は各コースそれぞれの専門領域に分かれ、各専門について少人数の環境で学び、高度な専門性を身につける。

＜実践的な指導を学校現場で学ぶ＞

- 4年間を通じてのインターン
 - 1年次から教育実践の場に参加し、児童生徒の実態を理解すると共に、自分の見出した教育の課題に4年間かけてじっくり向き合う。4年の間に様々な学校インターンシップが体験できる。
- 学内と学外での学習の往還
 - 大学における幅広い学習と教育現場での実践との行き来の中で、あるいは学年を超えた学生間の交流の中で、各自の課題解決に向けて学ぶ。

＜専門性を深め教育的課題を他者と協同的に学ぶ＞

- 学校教育を取り巻く今日的な課題に取り組む
- 教科の専門性と子どもの状況をつかむ臨床力を身につける

Ⅱ．履修にかかわる基本事項

1．学年，学期および休業日等

(1) 学年，学期および休業日

学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わり，次の2学期に分かれます。（＊）

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

休業日は，次のとおりです。

土曜日および日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業 夏季休業 冬季休業

大学入学共通テスト休業日

なお，上記にかかわらず，必要に応じて休業日を変更し，または休業日に授業を行い，もしくは特別に休業日を設けることがあります。

学事暦は，11月頃に次年度のものが大学ウェブサイトへ掲載されます。

※本学では平成29年度から2学期6ターム併用制が導入され，開講される科目の一部に6ターム制が適用されています。詳しくは「全学教育科目履修案内」を参照してください。

(2) 修業年限および在学期間

修業年限は，4年です。

修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできません。ただし，休学期間は，在学期間に算入されません。

2．授業科目等

(1) 授業科目区分

本学で開設する授業科目は，全学教育科目と学部教育科目に大別されます。

全学教育科目は，基礎科目（人文社会系科目，自然科学系科目），外国語科目（英語科目，初修外国語科目，日本語科目），健康スポーツ科目，グローバル教育科目（世界事情科目，国際交流科目，海外研修），およびイノベーション教育科目からなります。

学部教育科目には，課程共通科目と専門科目があります。課程共通科目には，基礎演習科目，基盤教育科目，専門科目には，専門領域科目，中学校・特別支援学校実習科目，卒業研究関連科目があります。

授業科目によっては，学年指定，クラス指定がありますので，それぞれの指示に従い履修してください。

(2) 授業方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの方法により行われます。

授業は、授業科目により次のいずれかの期間で行われます。

通 年 ……………春学期・秋学期を通して行う（1年間30週以上）

春 学 期 ……………4月1日～9月30日（15週以上）

秋 学 期 ……………10月1日～翌年3月31日（15週以上）

集中講義 ……………一定の期間に集中して行う（15回分または30回分以上）

不 定 期 ……………定まった曜日・時限以外に行う（春学期・秋学期・通年の場合がある。
15回分または30回分以上）

(3) 授業時間

本学における授業は、原則として月曜日から金曜日まで行われ、1日の授業は次の時限により行われます。授業時間割は、年度の初めに発表します。

時 限	開 始 ～ 終 了
第1時限	8：50～10：20
第2時限	10：30～12：00
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：15～17：45
第6時限	17：50～19：20

※第6時限は原則として補講を実施する場合の開講時限です。

3. 単位の基準

単位算出の基準は横浜国立大学学則（第44条）の定めるところにより、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を基準とし、教育学部では、授業方法に応じ、原則として、次に示すように定めています。

区 分	実施形態	教室内学習時間	期 間	単 位
講 義, 演 習	毎週1時限	2時間とみなす	半期15週	2単位
実験, 実習, 実技	毎週1時限	2時間とみなす	半期15週	1単位

1単位を修得するために必要な45時間の学修時間とは、授業時間と自学自習時間（予習および復習の時間）を合わせた時間です。1単位を修得するためには、教室内での総授業時間を「1」とした場合、次に示す割合の教室外の予習・復習が必要とされます。

区 分	教室内授業割合	自学自習時間
講 義, 演 習	1	2
実験, 実習, 実技	1	0.5

具体的には、15週の授業をもって2単位とする講義・演習科目は、総授業時間30時間＋総自学自習時間60時間＝90時間の学修により、2単位を修得できます。これは毎週1時限の授業時間（90分）に対して、2時限分の教室外の学修時間（180分）が必要であることを意味します。また15週の授業をもって1単位とする実験・実習および実技科目は、授業時間30時間＋自学自習時間15時間＝45時間の学修により、1単位を修得できます。大学では、授業時間のみではなく、授業外の学習が不可欠であることを確認し、担当教員が出す課題や自主的な授業外の自学自習を積極的に行うことが必要です。授業科目の単位数は、都合により、複数年次に分割したり、変更したりすることはできません。

4. 授業科目の履修登録

授業科目を履修し単位を修得するには、所定の履修登録期間内に履修登録の手続きをしなければなりません。履修登録手続きは、大学内または自宅等のパソコン等を使用して行います。まず、履修案内、シラバス、時間割表で履修方法・履修条件等を確認し、自分自身が履修する授業科目の時間割を作成してください。次に、パソコン等のブラウザから学務情報システムに接続し、時間割コードを入力することによって、履修する科目を登録します。履修登録を行わずに授業に出席しても、単位・成績を得ることはできませんので十分に注意してください。

(詳細は「学生便覧」の学務情報システム操作方法を参照してください。)

(1) 履修上の注意

- ① 履修登録期間は、原則として春学期4月と秋学期10月の年2回あります。
- ② 全学教育科目、学部教育科目ともに、春学期開講科目(集中・不定期を含む)および通年開講科目は春学期に、秋学期開講科目(集中・不定期を含む)は秋学期に学務情報システム(WE Bシステム)にて履修登録を行います。
- ③ 履修登録後に、春学期・秋学期ともに、学務情報システム(WE Bシステム)の履修時間割表を各自で印刷し、確認のうえ、登録に誤りがある場合は、所定の履修訂正期間に訂正してください。履修時間割表は必ず印刷し、誤りがないか確認のうえ、成績を確認するまで必ず保管してください。なお、この確認を怠り、正しく履修登録されていないことに気づかず授業に出席し、学期末試験を受験しても、単位は認定されません。十分注意してください。
- ④ 他学部が開講する学部教育科目については、履修が認められている指定された授業科目に限り履修することができます。履修できる科目は授業支援システム(LMS)で確認してください。
- ⑤ クラス指定されている授業科目は、指定にしたがって履修してください。
- ⑥ 時間割に開講時期が「未定」と記されている集中講義等の授業科目、特別に開講することになっている授業科目の履修登録方法については別途授業支援システム(LMS)等にて指示します。
- ⑦ 教育実習の履修登録方法については別途授業支援システム(LMS)等にて指示します。

【特に注意する事項】

- a 必修科目も履修登録してください。
- b 同一曜日の同一時限に開講されている授業科目を、重複して履修することはできません。
- c 履修登録できる単位数は、半期ごとに24単位まで(全学教育科目については、原則として半期ごとに12単位まで)と上限が設定されています。この上限を超えて履修登録はできません。授業時数の半数以上をオンライン(リアルタイム、オンデマンド、サテライト)で行う授業(以下、「メディア授業」という。)によって修得できる単位の上限は、卒業に必要な単位数のうち、60単位までです。なお、「履修登録単位数の上限」、「履修登録単位数の上限と上限設定除外科目」の項目も併せて参照してください。
- d 教室収容人員を超える全学教育科目では、原則として受講調整を行います。
また、履修登録期間中に、受講調整結果を授業支援システム(LMS)等で発表しますので、受講調整後当該科目が履修できなかった場合は、別途他の授業科目を履修してください。
- e 既に単位を修得している授業科目の再履修は認められません。また、一度修得した単位の取り消しは認めません。
- f 全学教育科目では、同じ名称の授業科目が複数開講されている科目(例えば「日本国憲法」等)は、異なる教員、異なる学期、曜日、時限であっても1つの授業科目として取り扱い

ます。同じ名称の授業科目が複数開講されている場合は、特にクラス指定がなければ、1つの授業科目のみを選択履修してください。全学教育科目における授業科目名変更に伴う重複履修禁止科目については、「全学教育科目履修案内」を参照してください。

- g 正当な理由がなく履修登録を行わない者、前年度修得単位数が15単位に満たない者（卒業年次の者を除く）、通算GPAが2.0未満の者については、修学の意志が欠けているものとして指導し、それに従わない場合には注意勧告をします。

（２）履修登録日程

履修登録を行う者は、以下の受付期間に学務情報システムにより登録し、履修時間割表を必ず各自で印刷して、履修登録の確認を行い、必要があれば訂正期間中に訂正してください。訂正期間中に訂正ができるのは、履修登録期間に1科目以上登録をした者に限ります。

	春学期	秋学期
履修登録期間	4月中旬の2週間	10月上旬の2週間
履修登録訂正期間	5月上旬の3日間	10月下旬の3日間

上記の期間は目安です。履修登録期間は、学期の初めに授業支援システム（LMS）やオリエンテーションにて周知します。履修登録等の手続きは時間厳守で行う必要がありますので、受付時間などは授業支援システム（LMS）等を見落とさないように十分注意してください。

なお、本人の疾病等やむを得ない事由により履修登録期間内に履修登録ができなかった場合には、原則として授業最終日（土・日・祝日等の場合は直後の平日）までに学務係に申し出てください。

（３）履修登録後のキャンセル手続き

もし履修登録訂正期間終了後に履修を取りやめたい科目がある場合は、指定された履修登録キャンセル期間（目安として履修登録期間終了日から3週間後まで。期間は授業支援システム（LMS）等で確認すること。）内に学務情報システムより履修登録した科目のキャンセルを行ってください。

集中講義・不定期授業（全学教育科目、他学部の科目を除く）のキャンセルは、授業最終日（土・日・祝日等の場合は直後の平日）までに学務係でキャンセル手続きを行ってください。

ただし、学外で行われる集中講義・不定期授業については、授業開始日より前に手続きを行うことが望ましいです。

【注意事項】

- a 履修登録キャンセル期間は、履修登録した科目を取り消すための手続き期間であり、キャンセルした科目の代替科目を、あらためて履修登録することはできません。
- b 履修登録キャンセルは全学統一期間に行われ、それ以外の期間には履修登録した科目のキャンセルは原則としてできません。
- c 交換留学派遣生として決定した者などの特別な事情が生じた者は、学務係まで申し出て所定の手続きを行えば、期間外でもキャンセルが認められる場合があります。

5. 定期試験（中間試験及び授業内課題レポート等も含む）

定期試験は、学期末に、筆記による試験またはレポート提出、もしくは実技の審査により行います。

試験は、当該授業科目の履修登録を行い、かつ当該授業に2分の1以上出席した者でなければ受験することができません。また、授業科目によっては、より厳しい出席回数を受験要件とする場合があります。

(1) 筆記による試験

筆記による試験は、試験期間(学期末の定められた期間)に実施されますが、授業科目によっては、学期の途中に実施する場合があります。試験期間に行う試験及び学期の途中において行う試験は、授業時間中に担当教員が直接指示、あるいはその科目の授業支援システム(LMS)において指示します。履修登録を行った授業には毎回必ず出席してください。

(2) 筆記による試験に関する注意事項

- ① 受験の際は、必ず学生証を机上に提示してください。
- ② 学生証を携帯していない学生は、試験日当日の試験開始前までに学務係へ申し出て、仮受験票を受け取ったうえで受験してください。この仮受験票の有効期間は発行日限りです。
- ③ 遅刻は、原則として認められません。
- ④ 試験開始後30分経過するまでは、試験室から退出は許可されません。
- ⑤ 試験室では一列おきに着席してください。
- ⑥ 学生証、筆記用具、時計及び特に持ち込みを許可されたもの以外の持ち物は、カバン等に入れて足下に置いて受験してください。
- ⑦ 携帯電話等は電源を切り、カバン等に入れておいてください。時計代わりには使用できません。
- ⑧ 授業科目によっては、上記によらない場合がありますので、担当教員の指示に従ってください。
- ⑨ 受験に際して、万一不正行為があったときは、当該学期の履修登録の単位がすべて無効とされるなどのほか、本学の学生の懲戒に関する規則に基づき、退学・停学等の懲戒処分が科せられます。

(3) 追試験

次の(ア)～(エ)に該当する事由により学期末試験期間内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することができます。

- (ア) 本人の疾病または負傷(医師の診断書を必要とする)
- (イ) 両親または同居の親族の死亡(事実を確認できる書類を必要とする)
- (ウ) 交通機関の著しい遅延・運休(事実を証明する書類を必要とする)
- (エ) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めたとき(理由を説明する文書を必要とする)

追試験の申請は、下記の要領に従ってください。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡します。なお、申請した追試験が受験できなかった場合には、再度の追試験は行いません。

- ・申請期限：学期末試験期間終了日の翌日の17時まで(土・日・祝日等の場合は直後の平日まで)
- ・申請窓口：全学教育科目(グローバル科目を除く)及び学部教育科目
→学務係(教育学系事務部学務係)
全学教育科目(グローバル科目)
→学務・国際戦略部グローバル推進課国際教育係

(4) レポート試験及び講義内で課されるレポートにおける作成の注意事項

- ① レポートの作成・提出については、すべて科目担当者の指示通りにしてください。
- ② なお、レポートは科目担当者から学務係へ提出するよう指示された場合は、提出締切日の17時までに提出してください。
- ③ レポートは学生個人が自己の責任において作成するものであり、教員から特別な指示がな

い限り、一人一人別のものを提出してください。

- ④ 他人の文章（インターネット上の情報も含む）を引用する場合には、引用部分を明示し、出典を明記すること。出典を記載することなく転記したり、それを組み合わせたりして、他人の文章を使用することは「盗用」であり、社会的倫理に反する行為です。自分が作成したレポートを他人に見せ、それが他の人によって流用された場合も同様で、その双方ともに倫理に反する行為をしたとみなされます。
- ⑤ レポート試験において倫理に反する行為が発覚し、不正行為に該当すると判断された場合には、筆記による試験と同様に本学の規則により懲戒処分が科せられることがあります。

（５）中間試験及び授業内課題レポート等についての注意事項

中間試験及び授業内試験の課題レポート等において倫理に反する行為が発覚し、不正行為に該当すると判断された場合には、定期試験と同様に本学の規則により懲戒処分が科せられることがあります。

6. 成績の評価

（１）５段階の成績評価と評価基準

本学では授業の成績評価に５段階の成績評価グレード（秀，優，良，可，不可）を用いています。授業における成績評価は、履修目標，到達目標に準じて行われ、履修目標，到達目標と成績グレードの関係は「成績評価の基準表」で表しています。なお、「可」以上を修得すると所定の単位を与えます。ただし、５段階の成績グレードで表し難い授業科目については「合格・不合格」で表し、「合格」を修得すると単位が与えられます。

成績評価の基準表

成績グレード	秀	優	良	可	不可
評価点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
基準	履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標を達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を達成している	到達目標を達成していない

履修目標：授業で扱う内容（授業のねらい）を示す目標です。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要としています。

到達目標：授業を履修する学生が最低限身につける内容を示す目標です。履修目標を達成するには、さらなる学修を必要としている段階です。

※履修目標，到達目標と成績グレードとの関係

※評価点はシラバスに記載する成績評価の基準によって担当教員が算出している点数であり、必ずしも定期試験等の点数と同じではありません。

（２）GPA

本学ではGPA（Grade Point Average）を導入しています。GPAとは、皆さんが履修した科目の評価をGP（Grade Point）に置き換え、GPに履修した単位数をかけその総和を履修登録の総単位数で割り算出するものです。

本学では、GPAが2.0以上であることが卒業要件となっています。

	合格				不合格
成績グレード	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
GP	4.5	4	3	2	0

評価が「不可」の授業科目については、再履修を行うことができます。再履修を行った場合、成績（G P）は再履修後のものが採用され、履修科目単位数の総和（G P Aの分母）は増えません。なお、開講科目の中には、隔年開講のため翌年再履修できないものや、異なる内容の授業であっても同じ科目名であれば再履修可能なものなどがあります。これらについては履修登録に際して履修手引等の冊子の他、授業支援システム（L M S）等にも十分注意して確認してください。再履修を行った科目は履修時間割表に印が付きましますので、必ず確認してください。履修時間割表は、学務情報システムにて確認することができます。

以下の科目はG P Aの対象外です。

- ・ 入学前既修得単位として認定された科目
- ・ 他大学開講科目で単位認定された科目
- ・ 交換留学（派遣）による認定科目
- ・ 「合格」「不合格」で評価される科目

（３）成績評価の通知及び確認

成績評価の結果は、春学期開講科目については１０月初旬に、秋学期・通年開講科目については、翌年度の始めに成績証明書または学務情報システムにて確認することができます。

教育学部で開講している授業科目の成績評価に関して、以下①～③に該当する場合は、成績についての異議申し立てをすることができます。

- ① 成績評価の誤記入等、明らかに担当教員の誤りがあると思われる場合
- ② シラバス等により周知している成績評価の方法に照らし、明らかに成績評価に疑義があると思われる場合
- ③ その他（具体的な理由がある場合）

希望する学生は、該当する授業科目の成績が通知された日から１週間以内に、学務情報システムより「成績評価についての異議申立書」をダウンロードし、必要書類と共に学務係へ提出してください。申立の内容については、担当教員が回答（内容によっては教育学部内組織で調査）し、学部長及び教務部会長が確認のうえ、結果を本人に通知します。なお、学生は相当の理由を付すことにより再度の異議申し立てをすることができます。

〈注意事項〉

受付期間を過ぎた申し出は、一切受け付けません。

教育学研究科開講科目、他学部開講科目については、開講部局の定めに従うこと。

7. 履修登録単位数の上限

履修登録できる単位数は半期毎に２４単位までと上限が設定されていますので、この枠内で行ってください。ただし、この上限設定から除外される科目群がありますので、登録に際しては授業支援システム（L M S）に掲載する「履修上限設定除外科目一覧表」によって必ず上限設定除外科目名を確認のうえ、間違いのないよう登録してください（Ⅲ. 1.（８）「履修登録単位数の上限と上限設定除外科目」も参照）。

※全学教育科目は半期毎に１２単位が上限です。ただし、グローバル教育科目は１２単位に加えて４単位を上限に履修登録ができます。

メディア授業によって修得できる単位の上限は、卒業に必要な単位数のうち、６０単位です。ただし、所定の手続きを経て本学が認めた配慮措置等の事由により、対面で受講する授業時数が半分未満となった場合には、当該授業は対面授業として扱われることがあります。

なお、本学独自の特例的な措置としてオンラインによる実施が認められた授業の単位は、上記６０単位に含みません。

8. 学位の授与

本学部を卒業した者には、「学士（教育）」の学位が授与されます。

9. コンタクト教員

本学部では、学生一人一人に対して学修上の支援、指導等を行うコンタクト教員制度を設けていますので積極的に活用してください。コンタクト教員は学務情報システムにて確認することができます。

10. オフィスアワー

本学部では、オフィスアワーを設けています。教員ごとに設定されたオフィスアワーには教員が研究室で待機し、履修上の相談、担当授業についての質問等に応じていますので、積極的に活用してください。

各教員のオフィスアワーは、授業支援システム（LMS）を確認してください。

11. 交換留学（派遣）

諸外国の大学との交流を図り、相互理解と友好親善を増進するため、本学や本学部と交流協定を締結している大学等に交換留学（派遣）することができます。

派遣期間：概ね6か月以上1年以内

派遣地域：アジア、オセアニア、北米、南米、欧州、アフリカ等

興味のある者はインターナショナル・ウィーク（例年5、11月）に開催される説明会に必ず参加してください。申し込み手続等に関しては別途授業支援システム（LMS）等により指示します。詳細については学務係および学務・国際戦略部グローバル推進課留学交流係に問い合わせてください。

派遣先で修得した単位は、本学部の単位に認定できる場合があります。単位の認定を希望する場合は、事前にウェブサイト等で派遣先大学のシラバス等を調査し、帰国後すみやかに学務係へ申請してください。なお、交換留学において日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることとなった場合、**単位認定は必須**です。

また、留学の決定した学期または留学から帰国した学期において、履修を希望する授業科目を期間外登録できる場合があります。詳細は学務係へ問い合わせてください。

なお、この制度を利用して留学した場合、留学期間は在学期間に含まれますが、十分な履修計画を立てていなければ、4年間で卒業できないおそれがありますので、注意してください。

Ⅲ. 学校教員養成課程の履修および卒業要件

学校教員養成課程は、言語・文化・社会系教育コース、自然・生活系教育コース、芸術・身体・発達支援系教育コースの3コースから編成されています。さらに言語・文化・社会系教育コースには5つの専門領域（国語，社会，英語，日本語教育，教育学），自然・生活系教育コースには4つの専門領域（数学，理科，技術，家庭科），芸術・身体・発達支援系教育コースには5つの専門領域（音楽，美術，保健体育，心理学，特別支援教育）が置かれています。コースおよび専門領域の選択・決定は，1年次秋学期までに行います（一部については入学の時点で決定）。すべてのコース・専門領域において卒業要件として定める所定の単位を修得しなければなりません。それにより小学校教諭1種免許状を取得することができます。このほかに，特別支援教育専門領域では特別支援学校教諭1種免許状を，教科の専門領域（国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育）では中学校教諭1種免許状を取得することができます。

カリキュラムは，社会的視野に立って学校教育を理解し，教師としての臨床的実践能力が獲得できるように構成されています。1年次から教育実践の場に積極的に参加して児童・生徒の実態や教育の諸問題に触れ，その理解と解決の方策を探求し，さらに教育実践の場にフィードバックできるよう，授業科目が系統的に配置されています。アカデミック・リテラシー，シビック・リテラシー，情報リテラシーといった学修の基礎を養い，それらを大学での学びと連携させたり，全学教育と学部教育を有機的に関連させたりするために，少人数の「基礎演習」が1年次の必修となっています。また，学外での体験活動等の単位化も図り，そのうえで，基盤教育科目，専門領域科目，卒業研究を履修します。なお，教育職員免許法の特例等に関する法令に基づく「介護等体験」を2年次で行うことになっています。

教育に関わる臨床的能力の育成をめざすという観点から実践的・体験的な学習をするために，4年間を通じて，異なったタイプの教育現場での体験を配置しています。まず，1年次秋学期の「教育実地研究」では，学校観のリフレッシュともいうべき，観察実習があります。2年次の「スクールデー実践」では，学校をフィールドとして研究したり，ボランティア活動を行ったりします。教科の専門領域では2年次の「中等教科教育法」において，同様な体験実習が含まれています。これらの経験を踏まえて，3年次春学期以降に，小学校・中学校・特別支援学校において「教育実習」が実施されます。これらの教職に関する科目等については，その履修履歴を1年次より「教職履修カルテ」に学生自身が記入し，履修履歴の把握に努めながら，4年次秋学期の「教職実践演習」において各教育実習と大学内での授業の体系的総括を行うことになります。1年次の秋学期には，各コースのそれぞれの専門領域に分かれて「教育実地研究」等の学習をスタートさせ，2年次以降，各専門について少人数の教育環境で学ぶことができます。

1. 授業科目履修に関する事項

(1) 履修基準と卒業要件

1 履修基準表

履修基準表（学校教員養成課程で修得すべき単位数一覧）

科目区分				修得すべき単位数	
全学 教育科目	基礎科目	人文社会系科目 （日本国憲法 2 単位を含む）		4 以上	1 6 以上
		自然科学系科目		2 以上	
	外国語科目			4 以上	
		英語科目		4 以上	
		初修外国語科目		0 以上	
		日本語科目（留学生）※		0 以上 注	
	健康スポーツ科目		2 以上		
	グローバル教育科目	世界事情科目		0 以上	
		国際交流科目			
		海外研修			
イノベーション教育科目		0 以上			
学部 教育科目	課程共通科目	基礎演習科目		4	7 3 以上
		基盤教育科目		6 9 以上	
	専門科目	専門領域科目	日本語教育・教育学		2 6 以上
			心理学		2 4 以上
			国語・社会・英語・数学・理科・技術・家庭科・音楽・美術・保健体育		2 8 以上
			特別支援教育		2 3 以上
		中学校・特別支援学校実習科目	国語・社会・英語・数学・理科・技術・家庭科・音楽・美術・保健体育		3
			特別支援教育		3
	卒業研究関連科目		6		

※ 留学生のみ日本語科目を履修することができ、初修外国語の単位とすることができる。

2 卒業に必要な単位数

専門領域			日本語教育・教育学	心理学	国語・社会・英語・数学・理科・技術・家庭科・音楽・美術・保健体育	特別支援教育
全学教育科目			16以上	16以上	16以上	16以上
学部教育科目	課程共通科目	基礎演習科目	4	4	4	4
		基盤教育科目	69以上	69以上	69以上	69以上
	専門科目	専門領域科目	26以上	24以上	28以上	23以上
		中学校・特別支援学校実習科目			3	3
		卒業研究関連科目	6	6	6	6
総計			130以上	130以上	130以上	130以上

※各専門領域とも、各科目区分の「修得すべき単位数」を合計すると、「総計」と同数にはなりません。不足する単位数は、全学教育科目及び学部教育科目の中から選択履修して、合計単位数が「総計」単位数を満たすようにしてください。

3 卒業要件

学校教員養成課程で学位を取得し卒業するためには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 4年以上在学していること（休学期間を除く）。
- ② 履修基準表が示す、各授業科目区分に定められた単位数を修得すること。
- ③ 各専門領域で指定する免許を取得するために必要な単位を修得すること。
- ④ 卒業に必要な単位数に含まれる科目のGPAが2.0以上であること。

(2) コース・専門領域分け

1 年次秋学期までに、下記の表に示されたコース・専門領域分けを行います。入学時に既にコース・専門領域が決定している場合もあります。

学校教員養成課程のコース・専門領域

コ ー ス	専 門 領 域
言語・文化・社会系教育コース	国語 社会 英語 日本語教育学
自然・生活系教育コース	数学科 理学科 技術科 家庭科
芸術・身体・発達支援系教育コース	音楽 美術 保健体育 心理学 特別支援教育

コース・専門領域分けは、次の手順と方法により実施します。

- ① 各コース・各専門領域の受け入れ上限数：1 年次の 4 月末までに発表します。
- ② コース・専門領域に関する情報提供：「基礎演習」、「教職入門」の授業時間、「コース・専門領域分け説明会」などで行います。
- ③ コース・専門領域の希望調査：「基礎演習」を通じ、授業支援システム（LMS）で行います。
- ④ コース・専門領域の決定：特別の事情がない限り、希望者を受け入れ上限数まで受け入れます。

* 希望者数が各コース・各専門領域の受け入れ上限数を超えた場合、当該コース・専門領域は、1 年次春学期の学習状況、面接、試験等に基づいて選考を実施し、受け入れ学生を決定します。

(3) 課題研究（ゼミナール）および卒業研究

「課題研究（ゼミナール）」（3 年次秋学期，2 単位）は、卒業研究関連科目として位置づけられ、学生は必ず受講し、単位を修得しなければ卒業研究に着手することはできません。したがって「課題研究（ゼミナール）」の担当教員と卒業研究の指導教員は、原則として同一の教員になります。学生は、オフィスアワーなどを利用して教員と話し合い、合意を得て 3 年次の「課題研究（ゼミナール）」の履修登録を行ってください。

領域によっては、（指導教員を決定するにあたり）課題研究を複数履修することが可能ですが、卒業単位としては、1 科目のみとなり他の科目は卒業単位として使用できません。

なお、各自の所属する専門領域以外の教員を卒業研究指導教員とすることも可能です。その場合は、所属する専門領域の代表の教員に必ず事前に相談してください。なお、教科の専門領域に所属する場合は、所属する専門領域の専門領域科目の中から、中学校免許取得に必要な 28 単位に 4 単位を追加して修得する必要があります。

また、教員によっては、別に履修条件がありますので、卒業研究を履修するにあたってその条件を満たしておく必要があります。

(4) 卒業研究

1 卒業研究の着手要件（授業科目「卒業研究」を履修登録するための要件）

学校教員養成課程で卒業研究に着手するためには（授業科目「卒業研究」を履修登録するためには）、該当年度の4月1日現在で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 教育実習Ⅰ（小学校）の単位を修得していること（ただし、教育実習Ⅰの着手要件を満たしている者で、病欠その他、やむを得ない事情の場合はその限りではない）。
- ② 3年次秋学期に開講される「課題研究（ゼミナール）」（2単位）を修得していること。
- ③ その他、領域により個別の条件を課す場合もある（専門領域のページを参照のこと）。

2 卒業研究の履修登録

卒業研究に着手する学生は、他の授業科目と同様に、前述の履修登録方法に従って卒業研究の履修登録を行わなければなりません。

また、卒業研究の履修登録に際しては、あらかじめ指導教員を決定しておかなければなりません。指導教員は、学校教員養成課程のどの専任教員でもかまいませんが、個々の教員が指導できる学生数や、学生の興味・関心と教員の専門分野との適合性などがありますので、当該教員と話し合いのうえ合意を得るものとします。各教員への相談は、後述するオフィスアワーを積極的に利用して行ってください。

3 「卒業研究題目届」の提出

卒業研究に着手した学生は、指導教員の指導に従い卒業研究題目を決定し、卒業年度の6月中に「卒業研究題目届」を学務係に提出しなければなりません。届出がない場合は、卒業研究の単位が認められません。

なお「卒業研究題目届」は、前記1. および2. の要件を満たしていない場合には受理されません。

4 卒業研究の成果の提出

卒業研究の成果の提出方法等は次のとおりです。

- ① 卒業研究の成果の形式は、論文、報告書、作品、演奏、製作物、演技等としますが、いずれの形式によるかは指導教員の承認を得て決定してください。
- ② 卒業研究の成果の提出は、卒業研究の成果等に「卒業研究提出票」を添えて行ってください。卒業研究の成果が大学への持ち込みが不可能な場合には、当該成果の写真（キャビネ版）を所定の用紙に貼付し、「卒業研究提出票」を添えて提出してください。
その他、卒業研究の成果の提出の詳細については、別途指示します。
- ③ 提出期限は、1月末日（土曜日または日曜日の場合は直前の金曜日）の16時10分とし、期限を過ぎたものは一切受理しません。詳細は授業支援システム（LMS）等（で確認してください）。

5 卒業研究の成果の成績評価

卒業研究の成果の成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」、および「不可」とし、「可」以上に単位を与えるものとします。

(5) 全学教育科目の履修

全学教育科目に関する詳細については、「全学教育科目履修案内」および全学教育科目の電子シラバスを参照してください。全学教育科目の履修登録上限は半期で原則12単位です。

① 全学教育科目の修得単位数

全学教育科目の修得すべき単位数（16単位以上）は、次の(1)(2)の通りです。

- (1) 基礎科目 6単位（人文社会系科目4単位〔日本国憲法2単位を含む〕、自然科学系科目2単位）、健康スポーツ科目 2単位、外国語科目 4単位（英語科目4単位）を修得します。
- (2) 上記(1)の単位数（下線部）の合計は12単位です。全学教育科目の中から追加で選択履修して、**合計16単位以上を修得して下さい。**

② 基礎科目

人文社会系科目4単位以上（日本国憲法2単位を含む）、自然科学系科目2単位以上を修得してください。「**日本国憲法**」（**人文社会系、2単位**）の修得は教育職員免許状（以下、教員免許状）を取得する際の必須条件ですので、必ず単位を修得してください。

③ 健康スポーツ科目

「健康スポーツ演習A」（2単位）の修得は教員免許状を取得する際の必須条件ですので、1年次に履修し、必ず単位を修得してください。選択科目の「健康スポーツ演習B」（2単位）の履修は、教育学部生は2年次からとなります。

④ 外国語科目

外国語科目は、次の(1)～(3)に従い**最大8単位**を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。

- (1) 英語科目については、英語実習4科目「自立英語、英語LR(Listening/Reading)、英語プレゼンテーション、英語ライティング(各1単位、合計4単位)」が**必修科目**です。
1年次の全ての英語科目は、指定クラスの曜日・時限において履修します。
- (2) 初修外国語科目については、英語以外の7言語が履修できます。初修外国語実習は、同一言語の「実習1+実習2(各1単位、一組2単位)」を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。実習1(春semester開講科目)の単位を修得しないと実習2(秋semester開講科目)を履修できません。ただし、ギリシャ語及びラテン語は、1単位ごとの履修が可能です。初修外国語科目を履修する場合は2年次以降に他学部学生向けの授業を履修しますが、定員超過の場合や学部教育科目が優先される場合には、履修できないこともあります。3年次以降で「英語以外の外国語演習」を履修するためには、原則として同一言語の実習科目4単位以上を修得している必要があります。
- (3) 日本語科目については、外国人留学生が日本語科目を履修することにより卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。日本語科目の履修方法に従い、1単位ごとの履修が可能です。

⑤ グローバル教育科目

グローバル教育科目は、3科目区分「世界事情科目、国際交流科目、海外研修」で各2単位までを卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。

国際交流科目は、都市科学部都市社会共生学科及び国際戦略推進機構が共同運営する「YOKOHAMA Creative-City Studies (YCCS)特別プログラム」の英語による授業科目で、全ての学部生が履修できます。留学生対象の科目等、卒業に必要な単位として算入することができない科目もあります(例 時間割コードが「X」で始まる科目)。単位の取り扱いに不明な点がある方は、学務係へ確認してください。

⑥ イノベーション教育科目

イノベーション教育科目は、4領域「入門的基幹知（領域）、技術革新思考（領域）、社会実装戦略（領域）、キャリア形成実践知（領域）」で各2単位を卒業に必要な全学教育科目の単位にすることができます。

（6）他学部との単位互換制度

本学には、他学部の学部教育科目の授業を履修できる「単位互換制度」があります。履修できる授業科目のリストおよび履修手続きについては、毎年度の初めに示されます。受講を希望する学生は、受講可能な授業科目を確認したうえで履修手続きを行ってください。

単位互換制度により履修できる単位数の上限は30単位ですが、学校教員養成課程では修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。

（7）横浜市内大学間単位互換制度・放送大学との単位互換制度

これらは、「横浜市内大学間単位互換制度」に参加する大学や放送大学の提供する授業科目を履修し、所属大学の単位として認定する制度です。他大学の提供する科目を受講できる単位数の上限は60単位で、修得した単位はすべて増加単位として扱われ、卒業に必要な単位として算入することはできません。

出願時期は、本学の授業の履修登録期間とは異なりますのでご注意ください。手続きの詳細は大学ウェブサイトへ掲載される募集要項をご確認ください。

（8）履修登録単位数の上限と上限設定除外科目

履修登録できる単位数は、**半期ごとに24単位まで**と上限が設定されているので、この枠内で行ってください。ただし、次の科目は上限設定から除外されます。詳細については、授業支援システム（LMS）へ掲載される「履修上限設定除外科目一覧」を確認してください。

履修登録上限設定除外科目の一覧

1. 国際交流科目（ただし、YCCS 特別プログラムに提供される学部開設の専門科目のうち、卒業に必要な単位として算入できない科目のみ）
2. 他大学（海外を含む）で履修する科目
3. 卒業関連科目（課題研究（ゼミナール）・卒業研究）
4. 教育実習・教育実習関連科目
5. 専門科目の一部の科目（「中等教科教育法」「教職実践演習」）
6. 学校インターンシップ科目（「教育実地研究」「スクールデー実践」「学外活動・学外学習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」）
7. 集中・不定期科目（隔年開講科目を含む）
8. 副免許取得のための科目（国語専門領域所属の学生が、高等学校「書道」を取得する場合も含む）
9. 学修証明プログラムの学部教育科目（ただし、主免許取得のための科目を除く）
10. その他、課程が指定した科目

(9) 「出席扱い願」(教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア(宿泊体験学習支援))

学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア(宿泊体験学習支援)は、履修している授業のある時間帯には活動しないことを原則としています。ただし、授業期間中あるいは授業のある時間帯に行わざるを得ない場合は、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

また、介護等体験についても、当該授業の担当教員に「出席扱い願」を提出し、欠席した回の授業に関わる学習について担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。

教育実習、介護等体験、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲ、学校ボランティア(宿泊体験学習支援)のための欠席は、原則として、一科目の授業(15回)につき合計3回まで(教育実習Ⅰによる欠席を含む場合は合計4回まで)、「出席扱い願」を提出し担当教員の指導に従うことにより出席扱いとすることができます。そのためには、所定の「出席扱い願」を、当該授業の担当教員および学務係に1週間以上前に提出する必要があります。なお、学外活動・学外学習Ⅰ～Ⅲについては、決められた期日までに各科目の授業支援システム(LMS)において学外活動登録をし、事前に活動計画を届け出なければ、「出席扱い願」を提出することはできません。また、学校ボランティア(宿泊体験学習支援)については、活動先の学校担当者の署名・捺印が確認できる「支援活動依頼書」(用紙は学務係で配布)を提出しなければ、「出席扱い願」の用紙を受け取ることはできません。

(10) 3年次春学期の履修

3年次春学期において教育実習Ⅰ(小学校)を履修する者は、全学教育科目と一部の教育学部専門科目(1単位科目、ターム制科目、スクールデー実践、および授業担当教員が個別に定める科目等)を履修することはできません。詳細は各学年のオリエンテーションにて説明します。履修登録の際には各専門領域の担当教員の指示に従い、間違いのないよう注意してください。

(11) 大学院への飛び入学

教職大学院の入学試験の制度には、飛び入学制度があります。ただし、飛び入学制度を用いて教職大学院に進学した場合、学士の学位は授与されないので注意する必要があります。希望者は3年次春学期の履修登録期間までにコンタクト教員に相談し、6月末日までに教育学研究科長への申請が必要です。詳細については必ず教職大学院窓口で確認してください。

※詳しい審査基準については、教職大学院のウェブサイトを参照してください。

2. 教員免許状の取得

(1) 取得できる教員免許状の種類

学校教員養成課程の各専門領域で取得できる教員免許状は次のとおりです。

専門領域		小学校	特別支援学校		中学校		高等学校
		1 種	1 種	2 種	1 種	2 種	1 種
日本語教育・教育学・心理学		◎	△	○	△	○	△
国語・社会・英語・数学・ 理科・技術・家庭科・ 音楽・美術・保健体育	自教科	◎	△	○	◎	△	○
	他教科				△		△
特別支援教育		◎	◎	△	△	○	△

【注】1 ◎……卒業に必要な単位を修得することにより取得可能

○……他に必要な単位（4～20単位未満）を修得することにより取得可能

△……他に必要な単位（20単位以上）を修得することにより取得可能

【注】2 取得希望免許の組み合わせによっては、取得に必要な授業科目の開講状況により取得できなくなる場合もあるため、取得希望免許の教員ともよく相談し、履修計画を立てておくこと。

(2) 教職実践演習、介護等体験および教育実習

小学校および中学校の教員免許を取得するためには、大学の講義・演習などの授業だけでなく、社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加し、上記のコース別に小・中学校や特別支援学校で実施する教育実習を履修して単位を修得しなければなりません。また、1年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を記録の上把握し、4年次秋学期に「教職実践演習」という4年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の1～6の内容を確認し、必要な手続き等をきちんと行い、体験・実習・演習に備えてください。

1 教職実践演習

教員免許状を取得するためには、4年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は、教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては、1年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません（WEB上で入力）。また、履修にあたっては、原則として取得を希望する免許に関する教育実習の単位を修得していることが必要です。

2 介護等体験（2年次受講）

小学校および中学校の教員免許状を取得するためには、1年次2月に実施する介護等体験のオリエンテーションに参加し、「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして2年次に2種類計7日間の介護等体験を行い、それぞれの体験が終了したら、体験先から『介護等体験の手引』（オリエンテーションで配布）に綴じ込んである「介護等体験実施証明書」に、体験を行った証明を受けてください。この「証明書」は、各自責任を持って保管し、教員免許状一括申請時（4年次）に提出してください。「証明書」を紛失した場合は、再発行できないため再度、介護等体験の受講が必要となります。

介護等体験計7日間の内訳は、原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	5日間	計7日間
特別支援学校での体験	2日間	

介護等体験の実施方法、教員免許状一括申請の具体的方法については別途指示します。
 ※なお、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が1級から6級の者）については、介護等体験を行うことを要しません。また、特別支援教育領域の学生は、介護等体験が免除されます。

3 教育実習

① 教員免許状を取得するためには、次の教育実習の単位を修得しなければなりません。

教育実習の名称	単位数	対象の専門領域と各科目の履修要件
教育実習Ⅰ（小学校） （事前指導・事後指導を含む）	5	【対象の専門領域】 ・学校教員養成課程のすべての専門領域（必修） 【履修要件】 ・2年次終了時点における修得単位が、「教育実地研究」を含めて60単位以上であること ・GPAが2.0以上であること
教育実習Ⅱ（中学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象の専門領域】 ・教科の専門領域（国語、社会、英語、数学、理科、技術、家庭科、音楽、美術、保健体育の各専門領域）（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること
教育実習Ⅲ（特別支援学校） （事前指導・事後指導を含む）	3	【対象の専門領域】 ・特別支援教育専門領域（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること ・「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理・生理・病理」、「肢体不自由児の教育」、「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から3科目以上の単位を修得していることが望ましい

※日本語教育・教育学・心理学、および特別支援教育専門領域の学生で、中学校または高等学校の教員免許状の取得を希望する学生は、該当する教科の教育実習Ⅱ（中学校）を履修しなければなりません。

※特別支援教育専門領域以外の学生で、特別支援学校の教員免許状の取得を希望する学生は、教育実習Ⅲ（特別支援学校）を履修しなければなりません。

※高等学校の教員免許状取得を目指す場合の教育実習の単位は、中学校の教育実習単位を使うことができるので高等学校の教育実習は不要です。

※教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修要件は、上記の要件以外に各専門領域が特定の履修要件（指定する授業科目の履修等）を定める場合、それを満たさなければなりません。

② 教育実習の詳細については、2年次（4月の教育実習登録説明会時）に配布する『教育実習の手引』に記載されているので、よく読んでください。

- ③ 教育実習を履修するにあたって、受講する年度の前年の提出期間に「教育実習登録カード」を必ず提出してください。提出しないと翌年度の教育実習は受けられません。登録カードを提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学務（教育実習担当）に変更内容を届け出てください。

【注】3年次の4月に教育実習Ⅰの履修要件が満たされない場合には、教育実習は全て4年次以降に実施となります。教育実習Ⅰは卒業研究の着手要件（P.15）となっていることから、3年次に教育実習Ⅰを履修できない場合は、4年次に卒業研究に着手できないため、卒業は延期となります。

4 教育実習・介護等体験等の履修における留意事項

学校現場に出向く全員必修の「教育実地研究（1年）」、「介護等体験（2年）」、「スクールデー実践（2年）」「教育実習（3年）」などの実習は、小・中学校、特別支援学校、介護施設等において行います。これらの科目等は必修であり、履修する学生は、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯）」、あるいは、大学生協の「学生総合共済および学生賠償責任保険」に入学時に加入することが義務づけられています。

また、麻しん（はしか）については、麻しんの抗体を有していること、あるいは、麻しんの予防接種を2回受けていることが必要です。入学時に、次の（1）（2）のどちらかを証明する書類の提出を求めます。（コピー可）

- （1）麻しんの抗体を有していることの証明書（「抗体検査結果証明書」：平成31年4月以降に検査されたものに限ります。）
- （2）麻しんの予防接種を2回行っていることの証明書（「予防接種実施証明書」や「母子健康手帳（表紙と予防接種履歴がわかるページ）」等）

5 教員免許状取得までのスケジュール

【注】4年次に教員免許状一括申請の申し込みをし、所定の書類を提出した場合は、卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期（4年次の4月）は必ず授業支援システム（LMS）等にて確認してください。

なお、小学校および中学校の場合は、介護等体験の実施証明書（原本）が必要となります。

	介護等体験 特別支援教育専門 領域の学生を除く	小学校の教員免許 状を取得する場合 （全員）	中学校・高等学校の教員免許状を 取得する場合		特別支援学校の教員免許状を 取得する場合	
			特別支援教育専門 領域以外の 取得学生	特別支援教育専門 領域の学生 （希望者）	特別支援教育専門 領域の学生 （該当領域学生全員）	特別支援教育専門 領域以外の学生 （希望者）
1 年 次	2月 オリエンテーション ¹⁾					
2 年 次	4月（上旬） 健康診断を受診 （学内）	4月（中旬） 教育実習登録説明会 ²⁾				
	5月～翌年3月 7日間の介護等体 験を実施 ³⁾	5月指定期日まで 「教育実習Ⅰ登録 カード」を提出	5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録 カード」を提出		5月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録 カード」を提出	

3 年 次		4月(上旬) 健康診断を受診(学内)			4月(上旬) 健康診断を受診(学内)	
		4月(中旬～下旬) 教育実習Ⅰ・Ⅱ事前指導(大学)		5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録カード」を提出	5月～7月のうち 指定する日程 教育実習Ⅲ事前指導(大学)	7月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録カード」を提出
		5月～7月 教育実習Ⅰ実施	主に9月(又は10月下旬～11月) 教育実習Ⅱ実施		9月 教育実習Ⅲ実施 ⁴⁾	
		事後指導	事後指導		事後指導	
4 年 次				4月(上旬) 健康診断を受診(学内)		4月(上旬) 健康診断を受診(学内)
				4月(中旬から下旬) 教育実習Ⅱ事前指導(大学)		5月～11月のうち 指定する日程 教育実習Ⅲ事前指導(大学)
				主に9月(又は10月下旬～11月) 教育実習Ⅱ実施		12月 教育実習Ⅲ実施 ⁴⁾
				事後指導(大学)		事後指導(大学)
		秋学期「教職実践演習」を履修				

※教育実習(事前・事後指導を含む)の実施期間は変更される場合があります。

- 1) 介護等体験を申し込み、配布される『介護等体験の手引』を熟読しておくこと。
- 2) 配布される『教育実習の手引』を必ず入手し、熟読しておくこと(卒業するまで使用するので紛失に注意。)
- 3) 「介護等体験実施証明書」に証明してもらうこと。
- 4) 主として附属特別支援学校で行います。

6 特例措置

特別な事情があり介護等体験、教育実習および教職実践演習の履修が困難と認められた場合には、履修を免除する特例措置が認められる場合があります。詳しくは、学務係に相談してください。ただし、特例措置が適用された場合には教育実習等が終了していても教員免許状の一括申請対象者とはなりません。

3. 学校教員養成課程における学部教育科目

(1) 課程共通科目

言語・文化・社会系教育コース，自然・生活系教育コース，芸術・身体・発達支援系教育コースの3コースの共通科目として，履修基準表に基づき，次に示す課程共通科目の授業科目を履修してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		修得単位数	
			必修	選択		
基礎演習科目	基礎演習 コンピューティング	1 1	2 2		4	
基盤教育科目	「教育の基礎的理解に関する科目」 教職入門 教育の思想と歴史 教育の心理学 教育社会学 } 注1 教育経営 } 特別支援教育総論 教育課程論	1 2～4 2～4 2～4 2～4 1 2～4	2 2 2 2 2 1 1		10 以上	
	「 <u>道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目</u> 」 教育方法論 特別活動論 情報通信技術の活用 道徳教育の理論と方法 生徒・進路指導論 教育相談の理論と方法 総合的な学習の時間の理論と実践	2～4 2～4 1 1 2 2 2 1	1 2 1 2 2 1 1		10	
	「教育実践に関する科目」 教育実習Ⅰ事前指導・事後指導 教育実習Ⅰ（小学校） 教職実践演習	3 3 4	1 4 2		7	69 以上
	「教科及び教科の指導法に関する科目」 小教専国語 } 小教専社会科 } 小教専算数 } 注2 小教専理科 } 小教専生活科 } 小教専家庭科 } 小教専音楽 小教専図工 小教専体育 小教専英語 初等教科教育法（国語） 初等教科教育法（社会） 初等教科教育法（数学） 初等教科教育法（理科） 初等教科教育法（英語） 初等教科教育法（生活） 初等教科教育法（音楽） 初等教科教育法（図画工作） 初等教科教育法（体育） 初等教科教育法（家庭）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10 2	2 2	38 以上	

「学校インターンシップ科目」					
教育実地研究	1	2			
スクールデー実践A（教材研究）	2	2	2		
スクールデー実践B	2		2		
（初等教育フィールドワーク研究）					
スクールデー実践C	2		2		
（アシスタント・ティーチャー）					
学外活動・学外学習Ⅰ	1～4		2		
学外活動・学外学習Ⅱ（※）	1～4		2		
学外活動・学外学習Ⅲ（※）	1～4		2		
「その他の科目」				4 以上	
生涯学習概論（※） 注5	2～4		2		
野外教育実践	3～4		2		
初等家庭科実習	3～4		1		
初等教育フィールド ワーク研究 3b, 4a, 4b	3～4		1		
「学修証明プログラム科目」					
現代的な教育課題のアプローチ	1～4		2		
ICTによる現代的な教育課題の解決	2～4		2		

注1…2科目のうち1科目2単位以上を選択履修してください。2科目とも単位を修得した場合には、そのうちの1科目2単位を、中学校教諭1種免許状（主免許外）や高等学校教諭1種免許状を取得する時に必要な単位として算入することができます。

注2…国語，社会科，算数，理科，生活科，家庭科の6教科中5教科以上を選択履修してください。

注3…「スクールデー実践A・B・C」の3科目のうち，1科目2単位を選択履修してください。ただし，「教育実地研究」の単位を修得していないと履修はできません。

注4…学外活動・学外学習の内容は教育ボランティア等です。「学外活動・学外学習Ⅱ」は全学教育科目の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を修得することはできません。

注5…令和7（2025）年度まで開講します。令和8（2026）年度以降は開講しません。

注6…小学校教員を希望する学生を対象とした科目です。電子シラバスを参照して受講してください。なお，これらの科目は増加単位扱いとなりますので注意してください。

注7…現代的な教育課題についての学修証明プログラム科目（P. 47「（5）学修証明プログラム科目」参照）です。増加単位扱いとなりますので注意してください。

（※）は教員免許状取得に必要な単位として算入可能な科目です。中学校教諭1種免許状（主免許外）や高等学校教諭1種免許状を取得する時に算入することができます。

(2) 中学校・特別支援学校実習科目

〔中学校実習科目〕

教科の専門領域（国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育の各専門領域）の学生は，中学校教諭1種免許状（各教科）の取得が必須です。「中学校実習科目」の必修3単位と所属する専門領域の「専門領域科目」の28単位を合わせて，31単位以上修得してください。高等学校教諭1種免許状や他教科の中学校1種または2種免許状を取得する際には，取得済みの「中学校実習科目」の単位を使用できますので，別途，教育実習を行う必要はありません。

日本語教育，教育学，心理学，特別支援教育の各専門領域の学生が，中学校教諭1種または2種免許状や，高等学校教諭1種免許状を取得する際には，「中学校実習科目」の必修3単位と取得したい教科の専門領域の「専門領域科目」等の必要単位を修得してください。なお，特別支援教育専門領域の学生は，4年次に履修することになります。

高等学校教諭1種免許状や他教科の中学校1種免許状を取得する際には，各教科の専門領域科目28単位（高等学校1種免許状「地理歴史」，「公民」，「書道」は24単位）以上が必要であり，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（4～8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。

〔特別支援学校実習科目〕

特別支援教育専門領域の学生は，特別支援学校教諭1種免許状の取得が必須です。「特別支援学校実習科目」の必修3単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の23単位を合わせて，26単位以上修得してください。

他の領域以外の学生が，特別支援学校教諭1種または2種免許状を取得する際には，「特別支援学校実習科目」の必修3単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の必要単位を修得してください。なお，教科の専門領域の学生は，4年次に履修することになります。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
中学校実習科目	教育実習Ⅱ 事前指導・事後指導	3	1		
	教育実習Ⅱ（中学校）	3	2		
特別支援学校実習科目	教育実習Ⅲ（事前指導・事後指導を含む）	3	3		

(3) 卒業研究関連科目

「課題研究（ゼミナール）」および「卒業研究」の詳細については，P.14～15を参照してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		修得単位数
			必修	選択	
卒業研究 関連科目	課題研究A，B，C（ゼミナール）	3	2		6
	卒業研究A，B，C	4	4		

※日本語教育，教育学，心理学の各専門領域はAを履修

国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育の各専門領域はBを履修
特別支援教育専門領域はCを履修

(4) 専門領域科目

1 言語・文化・社会系教育コース

国語専門領域

国語専門領域では、中学校教諭1種免許状「国語」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校1種・2種「国語」

授業科目 区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（国語Ⅰ）	2	2		2	
	中等教科教育法（国語Ⅱ）	2	2			2
	中等教科教育法（国語Ⅲ）	2	2			2
	中等教科教育法（国語Ⅳ）	2	2			2
国語学（音声言語 及び文章表現に 関するものを含 む。）	日本語学概説	2～4	2		2	
	日本語史 A ※	2～4		2		2
	日本語史 B ※	2～4		2		2
	日本語学演習	3～4		2		2
国文学（国文学史 を含む。）	日本文学講読ⅠA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅠB ※	2～4		2		2
	日本文学講読ⅡA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡB ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠB ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡB ※	2～4		2		2
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2		2
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2		2
漢文学	中国古典文学講読 A ※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講読 B ※	2～4		2		2
	中国古典文学講義 A ※	2～4		2		2
	中国古典文学講義 B ※	2～4		2		2
	中国古典文学演習	3～4		2		2
書道（書写を中心 とする。）	書写実技	2	4		4	
	書法ⅠA ※	2～4		2		2
	書法ⅠB ※	2～4		2		2
	書法ⅡA ※	2～4		2		2
	書法ⅡB ※	2～4		2		2
	書道史 ※	2～4		2		2
	書論・鑑賞 ※	2～4		2		2
その他関連科目	国語教育演習Ⅰ	3		2		2
合 計			28以上		14以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれか1科目2単位以上を選択必修科目として，必ず履修すること。また，国語専門領域の学生は，日本語学演習，日本文学演習Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学演習の4科目のうち開講される演習から1科目2単位以上を履修すること。

注…中学校教諭2種免許状「国語」の取得を希望する場合，日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれか1科目2単位以上を必ず履修すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「国語」を取得する場合には，専門領域科目から28単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「国語」を取得する場合には，14単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注…表中「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

高等学校教諭1種免許状「国語」の免許を取得する者は、専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。高等学校教諭1種免許状「書道」の免許を取得する者は、専門領域科目から24単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。いずれの高等学校教諭1種免許状を取得する場合も、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（国語4単位・書道8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校1種「国語」「書道」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			高等学校「国語」		高等学校「書道」	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（国語Ⅰ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅱ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅲ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅳ）	2	2			
	中等教科教育法（書道Ⅰ）	2～4			2	
	中等教科教育法（書道Ⅱ）	2～4			2	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2			
	日本語史 A ※	2～4		2		
	日本語史 B ※	2～4		2		
	日本語学演習	3～4		2		
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅠB ※	2～4		2		2
	日本文学講読ⅡA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡB ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠB ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡB ※	2～4		2		2
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2		2
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2		2
漢文学	中国古典文学講読 A ※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講読 B ※	2～4		2		2
	中国古典文学講義 A ※	2～4		2		2
	中国古典文学講義 B ※	2～4		2		2
	中国古典文学演習	3～4		2		2
書道（書写を含む）	書写実技	2			4	
	書法ⅠA ※	2～4				2
	書法ⅠB ※	2～4				2
	書法ⅡA ※	2～4				2
	書法ⅡB ※	2～4				2
書道史	書道史 ※	2～4			2	
書論・鑑賞	書論・鑑賞 ※	2～4			2	
その他関連科目	国語教育演習Ⅰ	3		2		2
合 計			28以上		24以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目は、隔年開講です。

注…「国語」「書道」の免許を取得する者は、日本文学講読Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学講読は、それぞれいずれか1科目2単位以上を必ず履修すること。また、日本語学演習、日本文学演習Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学演習の4科目のうちから1科目2単位以上を履修すること。

注…いずれの高等学校教諭1種免許状を取得する場合も、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位または基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8単位国語4単位・書道8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

注…表中「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

社会専門領域

社会専門領域では、中学校教諭1種免許状「社会」の取得が必須です。「各教科の指導法に関する科目」から4科目8単位以上（すべての必修科目を含む。）、「日本史及び外国史」、「地理学」、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」から20単位以上（すべての必修科目を含む。）、計28単位以上を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校1種・2種「社会」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（社会Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）	2～4		2		2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	2～4		2		2
日本史・外国史	日本史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	2	2
	日本史概論Ⅱ ※	2～4		2		2
	世界史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	2	2
	世界史概論Ⅱ ※	2～4		2		2
	考古学概論 ※	2～4		2		2
	日本史史料講読 A, B \$	2～4		各2		各2
	世界史史料講読 A, B \$	2～4		各2		各2
	現代史史料講読 A, B \$	2		各2		各2
	古文書実習	2～4		2		2
	日本史演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	世界史演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	現代史演習 A, B \$	2		各2		各2
	日本史特論 #	2～4		2		2
	世界史特論 #	2～4		2		2
	社会科教育史演習 A, B \$	2～4		各2		各2
地理学（地誌を含む。）	人文地理学Ⅰ ※	2～4		2		2
	人文地理学Ⅱ ※	2～4		2		2
	人文地理学演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	自然地理学	2～4		2		2
	地理学実習	2～4		2		2
	地域教材研究論演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	地誌学 A ※	2～4	2	2	2	2
	地誌学 B ※	2～4		2		2
法律学、政治学	法学概論	1～4	2		2	
	国際法	2～4		2		2
	憲法 ※	2～4		2		2
	法学演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	国際学Ⅰ（政治学） #	2～4		2		2
	国際学Ⅱ（国際関係論） #	2～4		2		2
社会学、経済学	経済学概論	1～4	2		2	
	国際経済論	2～4		2		2
	経済学特論 ※	2～4		2		2
	経済学演習 A, B \$	2～4		各2		各2
哲学、倫理学、宗教学	倫理学概論	1～4	2	2	2	2
	倫理学特論 ※	2～4		2		2
	倫理学演習 A, B \$	2～4		各2		各2
	社会思想史演習 A, B \$	2～4		各2		各2
合 計			28以上		14以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目は、隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各

担当教員の指示に従うこと。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 1 種免許状「社会」を取得する場合には、「各教科の指導法に関する科目」から 4 科目 8 単位以上（すべての必修科目を含む。）、「日本史及び外国史」、「地理学」、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」から 20 単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）、計 28 単位以上修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4 単位）と合わせて 32 単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 2 種免許状「社会」を取得する場合には、14 単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭 1 種免許状「地理歴史」・「公民」を取得する者は、専門領域科目から 24 単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得する必要があります。いずれの高等学校教諭 1 種免許状を取得する場合も、上記専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8 単位）と合わせて 32 単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校 1 種「地理歴史」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備考
			必修	選択	
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ） 中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）	2～4 2～4	2 2		
日本史	日本史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	
	日本史概論Ⅱ ※	2～4		2	
	日本史史料講読 A, B \$	2～4		各 2	
	現代史史料講読 A, B \$	2		各 2	
	日本史演習 A, B \$	2～4		各 2	
	現代史演習 A, B \$	2		各 2	
	日本史特論 #	2～4		2	
	古文書実習	2～4		2	
外国史	考古学概論 ※	2～4		2	
	世界史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	
	世界史概論Ⅱ ※	2～4		2	
	世界史史料講読 A, B \$	2～4		各 2	
	世界史演習 A, B \$	2～4		各 2	
	世界史特論 #	2～4		2	
人文地理学・自然 地理学	社会科教育史演習 A, B \$	2～4		各 2	
	人文地理学Ⅰ ※	2～4	2	2	
	人文地理学Ⅱ ※	2～4		2	
	人文地理学演習 A, B \$	2～4	2	各 2	
	自然地理学	2～4			
	地理学実習	2～4		2	
地誌	地域教材研究論演習 A, B \$	2～4		各 2	
	地誌学 A ※	2～4	2	2	
	地誌学 B ※	2～4		2	
合 計					

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については、随時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

高等学校1種「公民」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備考
			必修	選択	
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）	2～4	2		
	中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	2～4	2		
法律学（国際法を 含む。）、政治学 （国際政治を含 む。）	法学概論	1～4	2		
	国際法	2～4	2		
	憲法 ※	2～4		2	
	法学演習 A, B \$	2～4		各2	
	国際学Ⅰ（政治学）#	2～4		2	
	国際学Ⅱ（国際関係論）#	2～4		2	
社会学，経済学 （国際経済を含 む。）	経済学概論	1～4	2		
	国際経済論	2～4	2		
	経済学特論 ※	2～4		2	
	経済学演習 A, B \$	2～4		各2	
哲学，倫理学，宗 教学，心理学	倫理学概論	1～4	2	2	
	倫理学特論 ※	2～4		2	
	倫理学演習 A, B \$	2～4		各2	
	社会思想史演習 A, B \$	2～4		各2	
合 計			24以上		

注…「授業科目」に※のマークのある科目については，隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については，随時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「演習」科目の履修の順序等については，各担当教員の指示に従うこと。

注…教育職員免許法施行規則上，高等学校「公民」免許を取得する場合，必ずしも政治学分野の科目を履修する必要はない。ただし政治学分野の科目を履修したい場合には，「国際学Ⅰ（政治学）」と「国際学Ⅱ（国際関係論）」を併せて履修しなければならない。

英語専門領域

英語専門領域では、中学校教諭1種免許状「英語」の取得が必須です。「各教科の指導法に関する科目」から4科目8単位、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」からすべての必修科目および選択必修科目を含めて20単位以上、計28単位以上修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭第1種免許状「英語」を取得する者は、上記の計28単位以上に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「英語」、高等学校「英語」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（英語Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅱ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（英語Ⅳ）	3～4	2			2
英語学	英語学Ⅰ	2～4	2		2	
	英語学Ⅱ	2～4		2		2
	英語学Ⅲ	2～4	2		2	
	第二言語習得論	2～4		2		2
	英語学Ⅳ	2～4		2		2
	応用言語学	2～4		2		2
英語文学	英語文学論Ⅰ	2～4	2		2	
	英語文学論Ⅱ	2～4		2		2
英語コミュニケーション	English CommunicationⅠ	2～4	2		2	
	English CommunicationⅡ	2～4	2			2
	English CommunicationⅢ	2～4		2		2
	English CommunicationⅣ	2～4		2		2
異文化理解	英語圏文化論	2～4	2		2	
合 計			28以上		14以上	

注…他領域の学生が中学校教諭1種免許状「英語」を取得する場合には、「各教科の指導法に関する科目」から4科目8単位、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」からすべての必修科目および選択必修科目を含めて20単位以上、計28単位以上修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他領域の学生が中学校教諭2種免許状「英語」を取得する場合には、すべての必修科目および選択必修科目を含め、「各教科の指導法に関する科目」から1科目2単位以上、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」から12単位以上、計14単位以上を修得すること。

日本語教育専門領域

この専門領域では、日本語という一言語を通じて世界の人々が相互に理解し、助け合い、共生できるようにするために日本語教育に関する基礎実践的な方法を学びます。開設授業科目は、発音、文法、文字などの日本語に関する基礎的科目と、日本語教授法、教材研究などの日本語教育の実践的方法に関する科目が主になりますが、外国人児童・生徒や成人に対する日本語教育実習を横浜市内の小学校や本学国際教育センター等で行います。異なる言語や文化を持つ現在の人間社会において相互に理解、扶助、共生する方法を探るのがこの専門領域の目標です。

なお、このプログラムは、国立大学の日本語教員養成学科・課程の設置にともなって1985年に文部省が示した「日本語教員養成のための標準的な教育内容（大学の学部日本語教育副専攻）」、および2016年に法務省入国管理局が策定した日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号口で求められた日本語教育に関する科目に準拠したものであり、所定の単位を修得したものには修了書を授与します。

専門領域科目から26単位以上を修得してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
日本語教育科目	日本語教育概論 ※	1	2		
	日本語教授法講義	3	2		
	日本語教育実習 A（年少者）	4	2		
	日本語教育実習 B（成人）	4	2		
	言語学 ※	1～4	2		
	日本語音声学 ※	1～4	2		
	日本語文法論 ※	2～4	2		
	日本語教育特講	2～4	2		
	日本語教材論 ※	2～4	2		
	日本語インターン A	3	4	2	
	日本語インターン B	3		2	
	日本語インターン C	3		2	
	日本語インターン D	3		2	
	日本語教育演習	3	2		
	認知・言語習得演習	3	2		
合 計			26以上		

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講になる場合があります。

教育学専門領域

教育学は、学校種や教科の違いにあまりとらわれず、教育をめぐる様々な「問い」を解明するために、多様な方法を用いて追究する学問分野です。多様な方法には、教育哲学・人間学、教育方法学、生涯学習論、環境教育論、教育社会学、教育行政学などがあります。

専門科目から26単位以上を修得してください。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
教育学に関する科目	教育人間学	2～4		2	16単位以上 選択
	現代教育思想論	2～4		2	
	学校社会論	2～4		2	
	発達社会学	2～4		2	
	生徒指導	2～4		2	
	青少年問題論	2～4		2	
	教育方法学Ⅰ	2～4		2	
	教育方法学Ⅱ	2～4		2	
	環境教育論Ⅰ	2～4		2	
	環境教育論Ⅱ	2～4		2	
	教育行財政学	2～4		2	
	教育と法	2～4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅰ	2～4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅱ	2～4		2	
	教育学入門Ⅰ	2	2		
	教育学入門Ⅱ ※	2		2	
	教育学演習	3		2	
その他関連科目	その他の科目			8以下	
合 計			26以上		

注…その他関連科目について

「その他関連科目」は、①専門領域科目のうち中学校等の教員免許状取得に必要な授業科目、②日本語教育専門領域の単位修得に必要な授業科目です。専門領域科目の単位として認められるのは8単位までです。卒業に必要な単位として算入するためには、4年次に所定の手続きが必要のため、専門領域からの指示に従ってください。

注…「授業科目」に※マークのある科目については、複数の履修が可能です。ただし、「専門領域科目」として認められるのは2単位までです。

2 自然・生活系教育コース

数学専門領域

数学専門領域では、中学校教諭1種免許状「数学」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「数学」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「数学」、高等学校1種「数学」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（数学Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（数学Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（数学Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（数学Ⅳ）	3～4	2			2
代数学	代数学Ⅰ	2	2		2	
	代数学Ⅱ	2		2		2
	代数学Ⅲ	3		2		2
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2		2	
	幾何学Ⅱ	3		2		2
	幾何学Ⅲ	3		2		2
	数学演習	4		2		2
解析学	解析学Ⅰ	2	2		2	
	解析学Ⅱ	2		2		2
	解析学Ⅲ	3		2		2
確率論，統計学	確率・統計Ⅰ	3	2		2	
コンピュータ	コンピュータ概論Ⅰ	3	2		2	
			28単位以上		12単位以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「数学」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「数学」を取得する場合には、12単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

代数学Ⅰ，幾何学Ⅰ，解析学Ⅰの各科目の履修が各科目Ⅱ以降の履修開始条件です。

理科専門領域

理科専門領域では、中学校教諭 1 種免許状「理科」の取得が必須です。専門領域科目から 28 単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭 1 種免許状「理科」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4 単位）と合わせて 32 単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校 1 種・2 種「理科」、高等学校 1 種「理科」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校 1 種 高等学校 1 種		中学校 2 種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（理科Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（理科Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（理科Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（理科Ⅳ）	3～4	2			2
物理学	物理学概説Ⅰ ◆	1	1		1	
	物理学概説Ⅱ ◆	2	1		1	
	物理学概説Ⅲ ◆	2	1			1
	物理学特講Ⅰ	3～4		2		2
	物理学特講Ⅱ	3～4		2		2
	物理学総合演習	4		2		2
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1		1	
	物理学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1			1
化学	化学概説Ⅰ ◆	1	1		1	
	化学概説Ⅱ ◆	2	1		1	
	化学概説Ⅲ ◆	2	1			1
	化学特講Ⅰ	3～4		2		2
	化学特講Ⅱ	3～4		2		2
	化学総合演習	4		2		2
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1		1	
	化学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1			1
生物学	生物学概説Ⅰ ◆	1	1		1	
	生物学概説Ⅱ ◆	2	1		1	
	生物学概説Ⅲ ◆	2	1			1
	生物学特講Ⅰ	3～4		2		2
	生物学特講Ⅱ	3～4		2		2
	生物学総合演習	4		2		2
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1		1	
	生物学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1			1
地学	地学概説Ⅰ ◆	1	1		1	
	地学概説Ⅱ ◆	2	1		1	
	地学概説Ⅲ ◆	2	1			1
	地学特講Ⅰ	3～4		2		2
	地学特講Ⅱ	3～4		2		2
	地学総合演習	4		2		2
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験Ⅰ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1		1	
	地学実験Ⅱ（コンピュータ活用を含む。） ◆	2	1			1

その他関連科目	理科教育特講Ⅰ Ⅱ	3～4		2		2
	理科教育特講Ⅱ Ⅲ	3～4		2		2
	理科教育総合演習	4		2		2
合 計			28以上		14以上	

注…「授業科目」にⅡのマークのある科目については、随時開講です。

注…「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「理科」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「理科」を取得する場合には、14単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に、◆を付した各科目を履修しておくこと。

技術専門領域

技術専門領域では、中学校教諭 1 種免許状「技術」の取得が必須です。専門領域科目から 28 単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校 1 種・2 種「技術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校 1 種		中学校 2 種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（技術Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（技術Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅳ）	3～4	2			2
木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工学及び実習Ⅰ（製図を含む。）◆	2～4	2		2	
	木材加工学及び実習Ⅱ（製図を含む。）	3～4		1		1
	木材材料学	3～4		2		2
	木材加工学演習	3		2		2
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学及び実習（製図を含む。）◆	2～4	2		2	
機械（実習を含む。）	機械通論及び実習	3～4	2		2	
	機械基礎	3～4		2		2
	機械基礎演習	3		2		2
電気（実習を含む。）	基礎電気学及び実習◆	2～4	2		2	
	電気基礎	3～4		2		2
	電気基礎演習	3		2		2
栽培（実習を含む。）	栽培学及び実習◆	2～4	2		2	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報基礎及び実習	2～3	1		1	
合 計			28 以上		13 以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 1 種免許状「技術」を取得する場合には、28 単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4 単位）と合わせて 32 単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 2 種免許状「技術」を取得する場合には、13 単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に◆を付した科目の単位を修得していることが望ましい。

家庭科専門領域

家庭科専門領域では、中学校教諭 1 種免許状「家庭」の取得が必須です。専門領域科目から 28 単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校 1 種・2 種「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校 1 種		中学校 2 種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（家庭Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（家庭Ⅱ）	2～4	2		2	2
	中等教科教育法（家庭Ⅲ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（家庭Ⅳ）	3～4	2			2
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		2	
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	3	2			2
	消費生活論	3～4		2		2
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	3	2		2	
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	被服造形学及び実習Ⅱ	2	1			1
	衣生活学演習	3～4		2		2
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		2	
	食品・栄養学Ⅱ	2	2			2
	調理学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	調理学及び実習Ⅱ	2	1			1
	調理学及び実習Ⅲ	3～4		2		2
	食物学実験 ※	3～4		2		2
住居学（製図を含む。）	住居学（製図を含む。）Ⅰ	2	1		1	
	住居学Ⅱ	2	1			1
	住居学演習	3～4		2		2
保育学（実習を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）Ⅰ	2	1		1	
	保育学Ⅱ	2	1			1
	児童学	3～4		2		2
合 計			28 以上		14 以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 1 種免許状「家庭」を取得する場合には、28 単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4 単位）と合わせて 32 単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭 2 種免許状「家庭」を取得する場合には 14 単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭1種免許状「家庭」を取得する者は、中学校教諭1種免許状の取得に必要な専門領域科目（計28単位以上）に加え、「家庭電気・機械及び情報処理」の必修2科目4単位を加えて32単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

高等学校1種「家庭」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備考
			必修	選択	
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（家庭Ⅰ）	2～4	2		
	中等教科教育法（家庭Ⅱ）	2～4	2		
	中等教科教育法（家庭Ⅲ）	2～4	2		
	中等教科教育法（家庭Ⅳ）	3～4	2		
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	3	2		
	消費生活論	3～4		2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	3	2		
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	1		
	被服造形学及び実習Ⅱ	2	1		
	衣生活学演習	3～4		2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		
	食品・栄養学Ⅱ	2	2		
	調理学及び実習Ⅰ	2	1		
	調理学及び実習Ⅱ	2	1		
	調理学及び実習Ⅲ	3～4		2	
	食物学実験 ※	3～4		2	
住居学（製図を含む。）	住居学（製図を含む。）Ⅰ	2	1		
	住居学Ⅱ	2	1		
	住居学演習	3～4		2	
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）Ⅰ	2	1		
	保育学Ⅱ	2	1		
	児童学	3～4		2	
家庭電気・家庭機械・情報処理	生活情報処理	3～4	2		
	家庭電気 ※	2～4	2		
合 計			32以上		

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

3 芸術・身体・発達支援系教育コース

音楽専門領域

音楽専門領域では、中学校教諭1種免許状「音楽」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「音楽」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「音楽」、高等学校1種「音楽」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（音楽Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（音楽Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（音楽Ⅲ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（音楽Ⅳ）	2～4	2			2
ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2		2	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声 楽Ⅰ	2	2			2
	声 楽Ⅱ	2		2		2
	声楽演習Ⅰ	3		2		2
	声楽演習Ⅱ	3		2		2
	合 唱Ⅰa	2～4	1		1	
	合 唱Ⅰb	2～4	1			1
	合唱演習	3～4		2		2
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	2	2			2
	ピアノⅡ	2		2		2
	ピアノ演習Ⅰ	3		2		2
	ピアノ演習Ⅱ	3		2		2
	器楽合奏Ⅰ（管弦打等）	2～4	2			2
	器楽合奏Ⅱ（和楽器）	2～4	2		2	
指揮法	指揮法	3	2		2	
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2	2		2	
	作曲法Ⅰ	3	2		2	
	作曲法Ⅱ	4		2		2
	音楽史概説Ⅰ	2	2		2	
	音楽史概説Ⅱ	2～4		2		2
その他関連科目	合唱指導法	3		2		2
合 計			28以上		15以上	

注…「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「音楽」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「音楽」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

美術専門領域

美術専門領域では、中学校教諭1種免許状「美術」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。

中学校1種・2種「美術」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（美術Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（美術Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（美術Ⅳ）	3～4	2			2
絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画実技Ⅰ	1	1		1	
	絵画実技Ⅱ	2	1		1	
	絵画実技Ⅲ	3		2		2
	絵画実技Ⅳ	3		2		2
彫刻	彫刻実技Ⅰ	2	1		1	
	彫刻実技Ⅱ	2	1		1	
	彫刻実技Ⅲ	3		2		2
	彫刻実技Ⅳ	3		2		2
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン実技Ⅰ	2	1		1	
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1		1	
	構成デザイン実技Ⅲ	3		2		2
	デザイン概論	3		2		2
工芸	構成工芸実技Ⅰ	2	1		1	
	構成工芸実技Ⅱ	3		1		1
	造形図学Ⅰ	1	2		2	
	造形図学Ⅱ	2		2		2
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	2～4	2		2	
	美術史	2～4	2		2	
	美術鑑賞	3		2		2
	美術史実地指導 #	3		2		2
合 計			28以上		15以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「美術」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「美術」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭 1 種免許状「美術」を取得する者は、専門領域科目から 24 単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）修得してください。さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8 単位）と合わせて 32 単位以上を修得する必要があります。（美術専門領域以外の学生も同様です。）

高等学校「美術」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備考
			必修	選択	
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ）	2～4	2		
	中等教科教育法（美術Ⅱ）	2～4	2		
	中等教科教育法（美術Ⅲ）	3～4	2		
	中等教科教育法（美術Ⅳ）	3～4	2		
絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画実技Ⅰ	1～2	1		
	絵画実技Ⅱ	2	1		
	絵画実技Ⅲ	3		2	
	絵画実技Ⅳ	3		2	
彫 刻	彫刻実技Ⅰ	2	1		
	彫刻実技Ⅱ	2	1		
	彫刻実技Ⅲ	3		2	
	彫刻実技Ⅳ	3		2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン実技Ⅰ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1		
	構成デザイン実技Ⅲ	3		2	
	デザイン概論	3		2	
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	2～4	2		
	美術史	2～4	2		
	美術鑑賞	3		2	
	美術史実地指導 #	3		2	
		3			
合 計			24 以上		

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…高等学校 1 種「美術」の科目区分には「工芸」は含まれないので注意すること。

注…他の専門領域の学生が高校教諭 1 種免許状「美術」を取得する場合には、24 単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要 10 単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8 単位）と合わせて 32 単位以上を修得すること

保健体育専門領域

保健体育専門領域では、中学校教諭1種免許状「保健体育」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「保健体育」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「保健体育」、高等学校「保健体育」

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（保健体育Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（保健体育Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（保健体育Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（保健体育Ⅳ）	3～4	2			2
体育実技	器械運動（実習）	2	1		1	
	陸上競技（実習）	1	1		1	
	ダンス（実習）	2	1		1	
	バレーボール（実習）	3	1	1		1
	バスケットボール（実習）	2		1		1
	ソフトボール（実習）	3		1		1
	テニス（実習）	3		1		1
	柔道（実習）	2	1	1		1
	剣道（実習）	2		1		1
	水泳（実習）	2	1	1		1
	野外活動・スキー（実習）	3		1		1
体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史及び運動学（運動方法学を含む。）	体育心理学	2	2	2	2	2
	体育社会学	2		2		2
	運動方法学	2	2		2	
	体力科学	2		2		2
	バイオメカニクス	3		2		2
	トレーニング論	2		2		2
生理学（運動生理学を含む。）	運動生理学	2	2		2	
	栄養学	2		2		2
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	3	2		2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健・小児保健（精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	2	2		2	
	安全教育・救急処置 ※1	3		2		2
	健康教育 ※2	3		2		2
	健康管理学	3		2		2
	健康社会学	3		2		2
合 計			28以上		15以上	

注…「授業科目」に※1のマークのある科目は、偶数年開講です。

注…「授業科目」に※2のマークのある科目は、奇数年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「保健体育」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「保健体育」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

心理学専門領域

心理学について学び、将来、教職に就いたときに、児童・生徒指導や学習指導に役立つ心理学的知識・実践力を身につけます。心理学専門領域では、「心理学に関する科目」から必修科目6科目10単位、選択科目から4科目8単位以上を履修し、「心理学に関する科目」「その他関連科目」から計24単位以上習得してください。

なお、特別支援学校教諭1種免許状あるいは2種免許状の取得を希望する者は、「その他関連科目」に含まれる当該副免許状の取得に必要な科目を心理学専門領域における卒業に必要な単位として認めることができます。

授業科目区分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数		備 考
			必修	選択	
心理学に関する 科目	人間理解の心理学	1	2		
	心理統計法	2	2		
	心理学実験 A	2	2		
	心理学実験 B	2	1		
	心理査定法 A	2	2		
	心理査定法 B	2	1		
	教職心理学ワークショップ	2～4		2	} 8
	学習動機づけ論	2～4		2	
	学校臨床心理学	2～4		2	
	カウンセリング実践論	2～4		2	
	保護者の理解と支援	2～4		2	
	こどもの発達と心の病	2～4		2	
	教育現場のためのストレス・マネージメント	2～4		2	
	心理・教育データ解析演習	2～4		2	
その他関連科目	教授・学習心理学	2～4		2	
	心理療法論	2～4		2	
	精神医学	2～4		2	
	犯罪臨床心理学	2～4		2	
	教育相談学	2～4		2	
	児童学	3～4		2	
	体育心理学	2～4		2	
	知的障害児の心理・生理・病理	2～4		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2～4		2	
	神経・精神医学概論	2～4		2	
	特別支援教育概論	1～4		2	
	LD 児等の指導	2～4		1	
	ASD 児等の指導	2～4		1	
	聴覚障害児の指導	2～4		1	
合 計			24以上		

注…その他関連科目について

専門領域科目の単位として認められる単位数は6単位までです。

特別支援教育専門領域

特別支援教育領域では、次の表の教員免許状取得上必修とされている授業科目を含め、所定の単位を修得しなければなりません。本領域で取得できる免許の領域は以下の通りです。

1 種：知的障害者に関する領域、肢体不自由者に関する領域、病弱者に関する領域

2 種：知的障害者に関する領域、肢体不自由者に関する領域

※主免許については追加で「聴覚障害者に関する領域」が取得できます。（注 4 参照）

授業科目区分		授 業 科 目	履修 年次	主 免 許		副免(1種)		副免(2種)	
				必修	選択	必修	選択	必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	1～4	2		2		2	
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2～4	2		2		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2～4	2		2		2	
		神経・精神医学概論	2～4	2		2			2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育	1～4	2		2		2	
		肢体不自由児の教育	2～4	2		2		2	
		病弱児指導論	2～4	2		2			2
	その他	特別支援教育演習	2	2					
特別支援教育特講	2	2							
自立活動	2～4		2		2		2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害児の心理・生理・病理	2～4		2		2		2
		聴覚障害児の教育	2～4		2		2		2
		視覚障害児の指導	2～4	1		1		1	
		聴覚障害児の指導	2～4	1		1		1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	LD 児等の指導	2～4	1		1		1	
		重複障害児・病弱児の指導	2～4	1		1		1	
		ASD 児等の指導	2～4	1		1			1
合 計				2 3 以上		2 3 以上		1 4 以上	

注 1 …「特別支援教育演習」、「特別支援教育特講」は、特別支援教育専門領域の学生のみが履修できます。

注 2 …特別支援教育専門領域以外の学生が、特別支援学校教諭 1 種免許状あるいは 2 種免許状の取得を希望する場合は、副免許状の必修とされた授業科目をすべて履修し、選択科目についても可能な範囲で履修することが望ましい。履修に当たっては必ず講座で実施する副免履修者のためのオリエンテーションに参加してください。

注 3 …特別支援学校での教育実習を履修するためには、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理・生理・病理」、「肢体不自由児の教育」、「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から、3 科目以上の単位を修得していることが望ましい。

注 4 …主免許に「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加したい場合は、次頁の心理・生理・病理の科目を 4 単位以上、教育課程・指導法の科目を 4 単位履修すること。いずれも集中で開講されるので、開講日に注意すること。なお、副免に「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加することはできません。

注 5 …特別支援教育専門領域の専門領域科目のうち、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」については 1 年次から履修することができます。

※P. 45 注4 関連表。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位
心理・生理・病理	聴覚障害児の心理・生理・病理	2～4	2
	聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援	2～4	2
	ろうの歴史と文化	1～4	2
教育課程・指導法	聴覚障害者の支援	2～4	2
	聴覚障害児の教育	2～4	2

注6…「聴覚障害児の心理・生理・病理」「聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援」「聴覚障害者の支援」「聴覚障害児の教育」は令和5（2023）年度より隔年開講となるため、開講年度は優先的に履修すること。

注7…「ろうの歴史と文化」は令和5（2023）年度のみ開講

(5) 学修証明プログラム科目

現代的教育課題について学修することのできる科目について共通科目より4単位、選択科目より4単位以上を修得し、申請書を提出することによって、学修証明プログラムの証明書が授与されます。共通科目は、増加単位扱いとなります。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位
共通科目	現代的な教育課題のアプローチ	1～4	2
	ICTによる現代的な教育課題の解決	2～4	2
選択科目（注1）	全学教育科目のうち学修証明プログラムとして指定された科目	1～4	計 4単位 以上
	学部教育科目のうち学修証明プログラムとして指定された科目	各科目が指定する履修年次	

注1…選択科目の中には隔年開講の科目もあります。また、選択科目が変更になることもあります。授業支援システム等（LMS）による案内にしたがって履修してください。

※注1 関連表：学修証明プログラム選択科目（令和5（2023）年度時点）

全学教育科目	学部教育科目
音楽と自然 美術の見かた 地誌学概論 社会心理学入門 日本語教育から広がる世界 学校教育最前線 学外活動（教育ボランティア） ジェンダーと教育 多文化共生のための教科横断 STEAM 教育 ESD（持続可能な開発のための教育）入門 日常の中の物理 身近な電気と機械 居住環境論 食教育論 衣生活の科学 おいしさの科学 オリンピック・パラリンピックから考える ダイバーシティ 里山でつなぐ ESD 考	日本語学概説 書法ⅠA（隔年開講） 書法ⅠB（隔年開講） 国語教育演習Ⅰ 人文地理学 自然地理学 地誌学A 地誌学B 社会科教育史演習A 社会科教育史演習B 法学概論 国際法 地域教材研究論演習A 地域教材研究論演習B 経済学概論 国際経済論 社会思想史演習A 社会思想史演習B 英語圏文化論 教育人間学 学校社会論 発達社会学 確率・統計Ⅰ コンピュータ概論Ⅰ 化学特講Ⅱ 生物学概説Ⅱ 生物学概説Ⅲ 生物学特講Ⅰ 生物学特講Ⅱ 木材材料学 児童学 絵画実技Ⅰ 構成工芸実技Ⅰ 運動方法学 学校保健・小児保健 保護者の理解と支援

	教育現場のためのストレス・マネジメント 聴覚障害児の指導 LD 児等の指導 重複障害・病弱児の指導 ASD 児等の指導 インクルーシブ教育実践（理論編）（開講予定） インクルーシブ教育実践（実践編）（開講予定） 学外活動・学外学習Ⅰ 学外活動・学外活動Ⅱ 学外活動・学外学習Ⅲ
--	---

○教育職員免許法（抄）

公布昭和24年5月31日法律第147号

改正令和元年6月7日法律第26号

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、1種免許状及び2種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び1種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 略

第4条の2 略

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 18歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～5 略

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第5条の2 略

(教育職員検定)

第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第5条第2項及び第5項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3又は別表第5から別表第8までに定めるところによつて行わなければならない。

3 略

第7条 略

第8条 略

(効力)

第9条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2～3及び**第9条の2** 略

別表第1（第5条、第5条の2関係）

第1欄		第2欄	第3欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	2種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	1種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	1種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16
備考				
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。 一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第16条の3第3項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。 二 第2欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又				

- は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第2欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の2種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 五 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 八 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの2種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○教育職員免許法施行規則（抄）

昭和29年10月27日文部省令第26号
改正令和4年9月30日文部科学省令第34号

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数													
	第2欄		第3欄						第4欄			第5欄		第6欄
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目
前項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	16		10						4			5	2	38
1種免許状	16		10						4			5	2	14
2種免許状	12		6						4			5	2	2

備考 一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。 二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。 三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。 五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。 イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。 ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。 ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。 六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第5号及び第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。 七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。 八 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。 九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののうちにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 九の二 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第3欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののうちにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第67条の表第3欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び

第10条の表の場合においても同様とする。)																	
十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。)																	
十二 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。)																	
十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。)																	
十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。)																	
十五 専修免許状又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は1種免許状に係る第2欄から第4欄に掲げる科目の単位数から2種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。)																	

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第3条 免許法別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数																		
第1欄	第2欄		第3欄						第4欄						第5欄		第6欄	
教科及び教職に関する科目	教科及び教職の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習

専修 免許状	3 0	1 0	1 0	5	2	2 6
1 種 免許状	3 0	1 0	1 0	5	2	2
2 種 免許状	1 6	6	6	5	2	2
備考						
一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の場合は2単位以上、2種免許状の場合は1単位以上修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする（次条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。						

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数				
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目

前項の 各科目 に含め ること が必要 な事項	教科 に関 する 専門 的事 項	各教 科の 指導 法（ 情報 通信 技術 の活 用を 含む 。）	教育 の理 念並 びに 教育 に関 する 歴史 及び 思想 。）	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内容 （チー ム学校 運営へ の対応 を含む 。）	教育に 関する 社会的 、制度 的又は 経営的 事項 （学校 と地域 との連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。 ）	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別 の支 援を 必要 とす る幼 児、 児童 及び 生徒 に対 する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 （カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。 ）	道徳 の理 論及 び指 導法	総合 的な 学習 の時 間の 指導 法	特別 活動 の指 導法	教育 の方 法及 び技 術	情報 通信 技術 を活 用し た教 育の 理論 及び 方法	生徒 指導 の理 論及 び方 法	教育 相談 （カ ウン セリ ング に関 する 基礎 的な 知識 を含 む。 ）の 理論 及び 方法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論 及び方 法	教育 実習	教職 実践 演習	
専修 免許状	28	10（6）								10（6）						5 (3)	2	28	
1種 免許状	28	10（6）								10（6）						5 (3)	2	4	
2種 免許状	12	6（3）								6（4）						5 (3)	2	4	
備考																			
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。 イ 国語国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、 ロ 社会日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」 ハ 数学代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ ニ 理科物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、 ホ 音楽ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、 ヘ 美術絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、 ト 保健体育体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、 チ 保健生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、 リ 技術木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、 ヌ 家庭家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、 ル 職業産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 ヲ 職業指導職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理 ワ 英語英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解力宗教宗教学、宗教史、「教理学、哲学」 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 四 第1号中「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたつて行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。																			

- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第3号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第3欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第67条の表第3欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数				
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目

前項の 各科目 に含め ることが必要 な事項	教科 に関 する 専門 的事 項	各教 科の 指導 法（ 情報 通信 技術 の活 用を 含む 。）	教育 の理 念並 びに 教育 に関 する 歴史 及び 思想	教職 の意 義及 び教 育の 役割 ・職 務内 容（ チー ム学 校運 営へ の対 応を 含む 。）	教育に 関する 社会的 、制度 的又は 経営的 事項（ 学校と 地域と の連携 及び学 校安全 への対 応を 含む 。）	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別 の支 援を 必要 とす る幼 児、 児童 及び 生徒 に対 する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法（ カリキ ュラム ・マネ ジメン トを含 む。）	総合的 な探究 の時間 の指導 法	特別 活動 の指 導法	教育の 方法及 び技術	情報通 信技術 を活用 した教 育の理 論及び 方法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相 談（カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。） の理論 及び方 法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論 及び方 法	教育 実習	教職 実践 演習	
専修 免許状	2 4		1 0 (4)						8 (5)							3 (2)	2	3 6
1 種 免許状	2 4		1 0 (4)						8 (5)							3 (2)	2	1 2

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

イ 国語国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学口地理歴史日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ 理科物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ 音楽ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

チ 工芸図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ 書道書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ス 保健体育体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ル 保健「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ヲ 看護「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習

ワ 家庭家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業

ヨ 農業農業の関係科目、職業指導

タ 工業工業の関係科目、職業指導

レ 商業商業の関係科目、職業指導

ソ 水産水産の関係科目、職業指導

ツ 福祉社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ 商船商船の関係科目、職業指導

ナ 職業指導職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ラ	英語英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
ム	宗教宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
二	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
三	教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
四	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
五	数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
六	工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は1部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
七	専修免許状又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位まで、道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第6条 削除

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類	特別支援教育に関する科目	最低修得単位数				
		第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16	5		3
	1種免許状	2	16	5		3
	2種免許状	2	8	3		3

備考

- 一 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）以上（当該心理等に関する

科目に係る 1 単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る 2 単位（2 種免許状の授与を受ける場合にあっては 1 単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて 4 単位（2 種免許状の授与を受ける場合にあっては 2 単位）以上（当該心理等に関する科目に係る 1 単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る 2 単位（2 種免許状の授与を受ける場合にあっては 1 単位）以上を含む。）

三 第 3 欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 第 4 欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として 1 年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数 1 年について 1 単位の割合で、それぞれ第 1 欄から第 3 欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第 3 の第 3 欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第 5 項第 3 号においても同様とする。）

2 免許法別表第 1 に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 専修免許状又は 1 種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は 1 種免許状に係る第 1 欄から第 3 欄に掲げる科目の単位数から 2 種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

4 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第 1 項の表備考第 2 号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

5 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第 1 項の表の第 3 欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

6 免許法第 5 条の 2 第 3 項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第 1 項の表第 2 欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて 4 単位（2 種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては 2 単位）以上（当該心理等に関する科目に係る 1 単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る 1 単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ 1 単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ 1 単位（2 種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあっては当該心理及び教育課程等に関する科目 1 単位）以上

二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は 1 種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2 種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こ

も園の教員を含む。)として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

7 第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第6項」と読み替えるものとする。

8 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第5項までに定める修得方法の例によるものとする。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

平成9年6月18日 法律第90号
改正 令和4年6月22日法律第77号

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

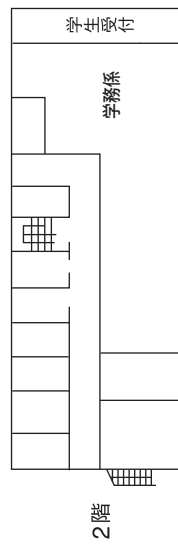
附則

一 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

二 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

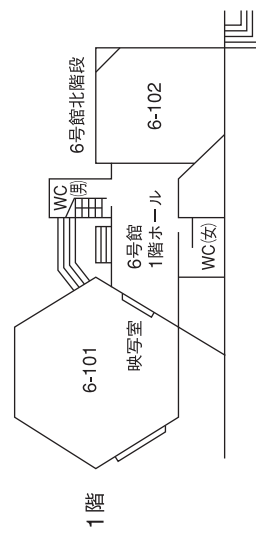
教育学部講義棟及び事務室平面図

教育学部事務室 (2階)



2階

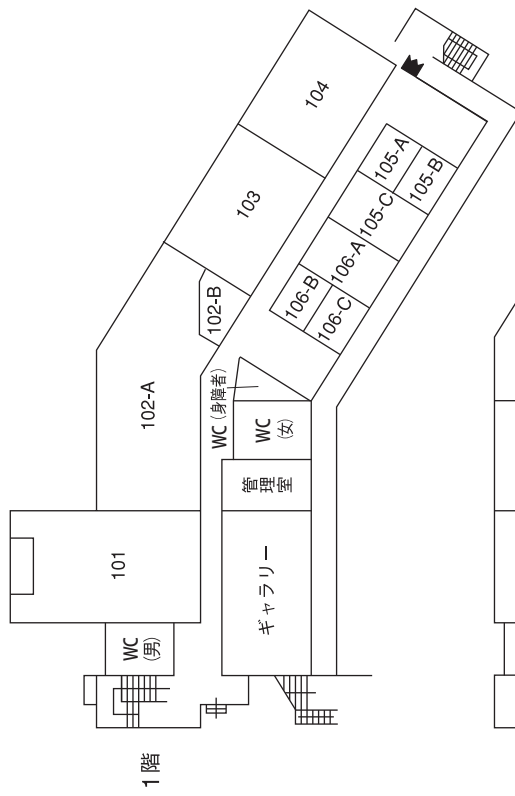
教6号館 (講義棟1～2階)



1階

2階

教7号館 (講義棟1～3階)

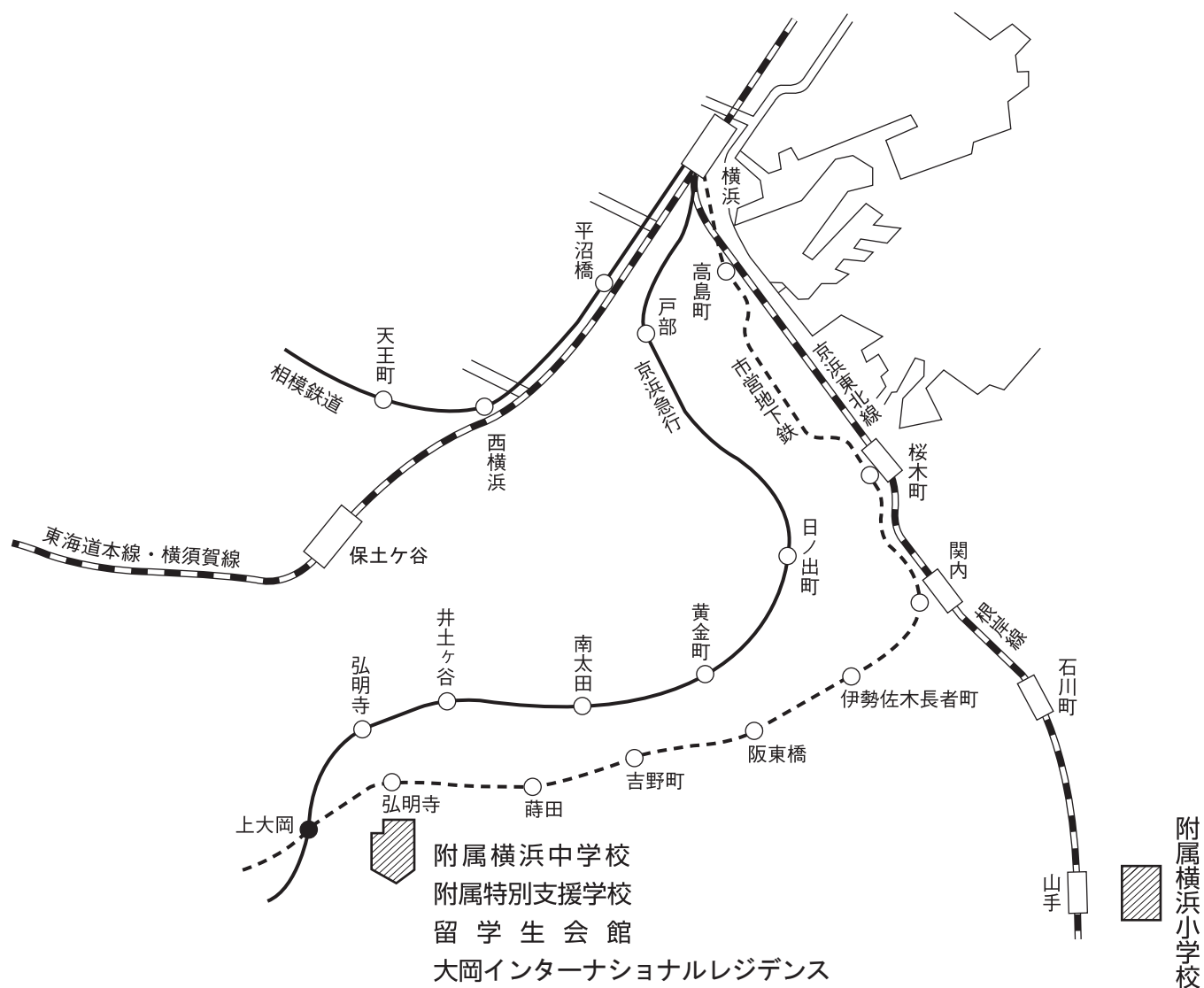


1階

2階

3階

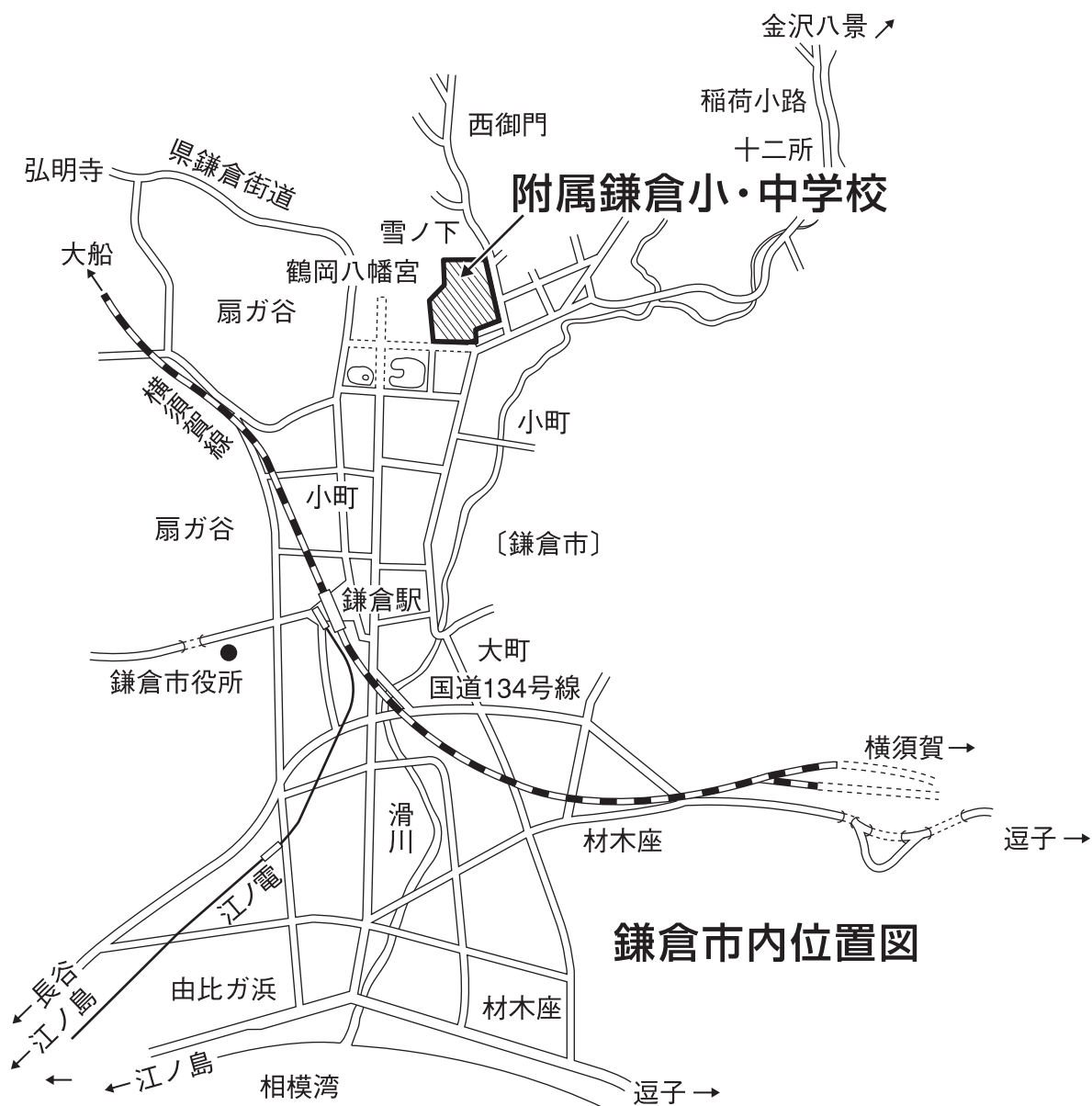
附属横浜小・中学校、特別支援学校



所在地

- 附属横浜小学校
〒231-0845 横浜市中区立野64
TEL 045 (622) 8321
- 附属横浜中学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2281
- 附属特別支援学校
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3
TEL 045 (742) 2291

附属鎌倉小・中学校



所在地

- 附属鎌倉小学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 0647
- 附属鎌倉中学校
〒248-0005 鎌倉市雪の下3-5-10
TEL 0467 (22) 2033